

八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画

未来をになう子どもを育てるまちづくり



八戸市

はじめに

急速な少子化と核家族化の進展、加えて地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を受け、国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年からの10年間で集中的・計画的な取組みを進めることとし、新たな少子化対策・子育て支援対策の第一歩を踏み出しました。

当市においても、子どもを生みたい人が安心して生めるような環境の整備を図るため、また未来の八戸市の担い手となる子どもたちが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、平成17年2月に、「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、これまでの5年間、前期計画の推進に取り組んで参りました。

しかしながら、年々、価値観の多様化や社会環境の変化が進む中であって、少子化対策・子育て支援対策は、広範囲にわたる分野の連携や継続的な取組みがより一層求められるようになっております。

このような状況を踏まえ、当市では、前期計画を見直し、ニーズ調査等に基づき、平成22年度からの5年間を後期計画期間として、「八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、「未来をになう子どもを育てるまちづくり」を目指し、子どもたちは「八戸市の宝」と位置づけ、子育てを家族の責任だけで行うのではなく、地域や企業を含めた社会全体で支援する施策を推進して参りたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして熱心なご審議を賜りました八戸市健康福祉審議会児童福祉部会の各委員の皆様、ならびに「八戸市次世代育成支援に関するニーズ調査」等を通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様に対して、心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

八戸市長 小林 眞



目 次

■ 第 1 部 八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画について

1 行動計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の性格と期間	2
(4) 計画の推進体制	3
(5) 計画の構成	3
2 計画策定の背景	4
(1) 少子化の現状	4
(2) 少子化の要因	9
(3) 「ニーズ調査」の分析と課題	15

■ 第 2 部 後期計画の基本的な考え方

八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画 体系図	19
1 計画の基本的な考え方	20
2 基本方針・基本施策・具体的施策	22
《基本方針》 1 地域における子育ての支援	
ア 地域における子育て支援サービスの充実	22
イ 保育サービスの充実	23
ウ 子育て支援のネットワークづくり	23
エ 児童健全育成	24
《基本方針》 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進	
ア 子どもや母親の健康の確保	25
イ 「食育」の推進	26
ウ 思春期保健対策の充実	26
エ 小児医療の充実	26

《基本方針》	3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
	ア	次代の親の育成	28
	イ	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	28
	ウ	家庭や地域の教育力の向上	30
	エ	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	31
《基本方針》	4	子育てを支援する生活環境の整備	
	ア	良質な住宅の確保	32
	イ	良好な居住環境の確保	32
	ウ	安全な道路交通環境の整備	32
	エ	安心して外出できる環境の整備	33
	オ	安全・安心まちづくりの推進等	33
《基本方針》	5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	
	ア	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	34
	イ	仕事と子育ての両立のための基盤整備	34
《基本方針》	6	子ども等の安全の確保	
	ア	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	36
	イ	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	36
	ウ	被害に遭った子どもの保護の推進	37
《基本方針》	7	特別な支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組みの推進	
	ア	児童虐待防止対策の充実	38
	イ	ひとり親家庭等の自立支援の推進	38
	ウ	障がい児施策の充実	39

■ 第3部 後期計画の基本的な進め方

重点推進項目		41
基本方針 1		42
基本方針 2		47
基本方針 3		50
基本方針 4		58
基本方針 5		60
基本方針 6		61
基本方針 7		63
参考資料		65



第1部

八戸市次世代育成支援 行動計画 後期計画について



1 行動計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成 20 年全国の合計特殊出生率は「1.37」、青森県は「1.30」、八戸市は「1.37」となり、平成 19 年の全国「1.34」、青森県「1.28」、八戸市「1.34」と比較すると、若干ですが回復傾向にあります。

しかしながら、依然として人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準「2.07」～「2.08」）を大きく下回る状況が続いており、引き続き少子化対策・子育て支援策を積極的に推進することが必要となっております。

この少子化の流れを変えるため、これまで国や各自治体において、さまざまな施策を推進してきました。

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立され、地方自治体や常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主および特定事業主に対して平成 16 年度までに次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、同月成立した「少子化社会対策基本法」と相まって、新たな少子化対策の第一歩を踏み出しました。

また、平成 18 年 6 月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、児童手当制度における乳幼児加算、生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施、育児休業給付率の引き上げ、放課後子どもプランの推進などが実施されています。

八戸市でも、子どもを生みたい人が安心して生めるような環境の整備を図るため、また未来の八戸市の担い手となる子どもたちが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、平成 17 年 2 月、総合的な少子化対策・子育て支援の指針となる「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間、前期実施計画の推進に取り組んでまいりました。

「八戸市次世代育成支援行動計画」の推進に、引き続き全庁あげて取り組むため、平成 22 年度からの後期の 5 年間に向けて、前期計画を見直し、後期計画を策定いたしました。

今後は、後期実施計画に基づき、事業を推進するとともに、計画の実施状況を公表するなかで、市民・地域・事業者の皆様と連携を深め、安心して生み育てることができる八戸市を目指します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、急速な少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために制定された「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」や「八戸市エンゼルプラン」、「健康はちのへ21」、「八戸市総合計画」等の内容を踏まえるとともに、その他各個別計画との整合性を図りながら、今後の八戸市の少子化対策・子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となるものです。

(3) 計画の性格と期間

1 計画の性格

① 幅広い分野からの取組み

この計画は、「子どもへの支援」、「親への支援」、「地域への支援」の三つを基本的な考え方として、保育、教育、健康、労働、男女平等などのさまざまな分野からの少子化対策・子育て支援への取組みを示しています。

② 全庁的な取組み

この計画は、八戸市の少子化対策・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものであり、各施策の推進について関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいくことを示しています。

③ 市民の意見の反映

この計画は、平成21年5～6月に実施した「八戸市次世代育成支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）また、市民、学識経験者、関係団体等の代表者から構成された「児童福祉部会」の意見をもとに作成しています。

④ 市民との協働

この計画は、少子化対策・子育て支援を社会全体の問題ととらえ、事業主や子育て活動をしている団体をはじめとした市民一人ひとりが行政と協働して計画を推進していくことを示しています。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間としており、平成 21 年度までを前期計画期間、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期計画期間としております。

なお、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために、前期計画を見直し、後期計画を策定しました。

また、毎年、計画の実施状況を把握・点検したうえで公表し、市民とともに進行管理を行っていきます。

前期計画・・・5年間

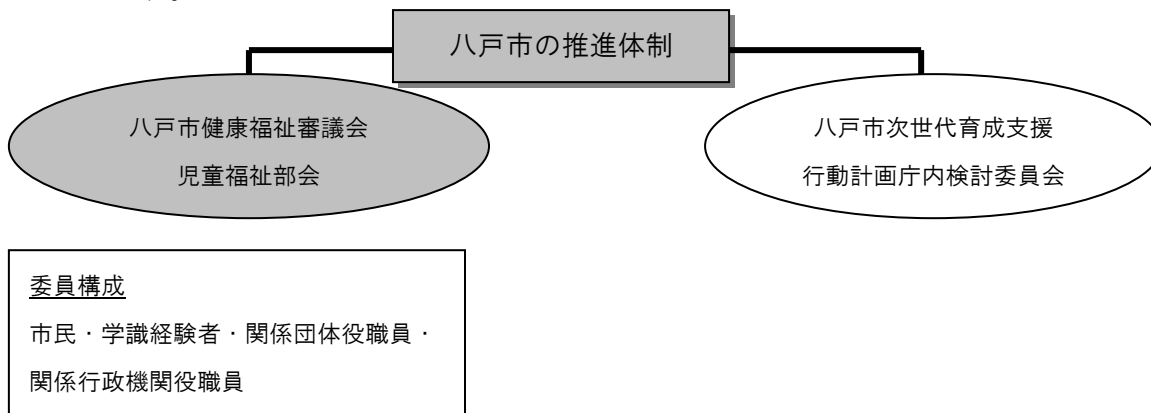
平成 17 年度から平成 21 年度まで

後期計画・・・5年間

平成 22 年度から平成 26 年度まで

(4) 計画の推進体制

「八戸市健康福祉審議会 児童福祉部会」と「八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会」を中心に、全庁的な取組体制で総合的な計画の推進を図っていきます。



(5) 計画の構成

第 1 部は、「計画策定の趣旨」、「計画の位置付け」など、計画の概要について、また、「少子化の現状」や「少子化の要因」など、計画策定の背景について明らかにしています。

第 2 部は、計画の「基本方針」、「基本施策」、「具体的施策」を示し、基本的な考え方や取組みの方向性を明らかにしています。

第 3 部は、平成 22 年度から平成 26 年度までの具体的施策の概要および現状値、目標指標を明らかにしています。

2 計画策定の背景

(1) 少子化の現状

① 合計特殊出生率の推移

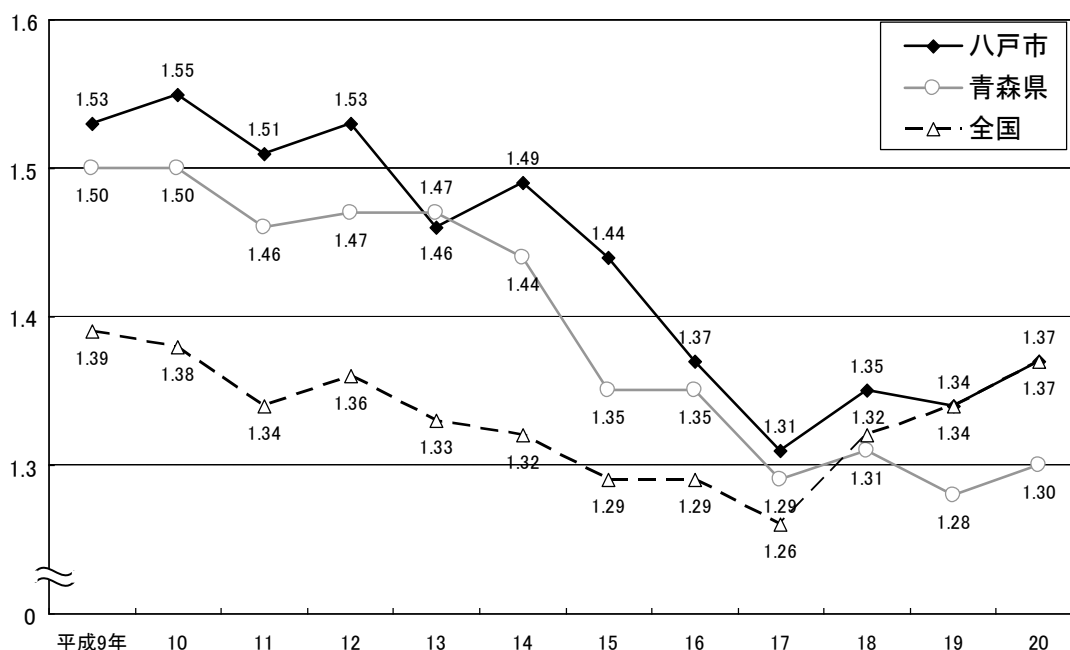
平成 17 年の全国の合計特殊出生率が「1.26」と過去最低の数字となり、出生率の低下が社会問題として認識され、国や各自治体ではさまざまな施策を推進してきました。

しかし、少子化は依然として歯止めがかからず、ますます深刻化しています。

平成 20 年の全国の合計特殊出生率は「1.37」、青森県では「1.30」となり、平成 17 年と比べ、わずかながらも回復傾向にありますが決して楽観できない状況となっています。

八戸市の平成 20 年の合計特殊出生率は「1.37」とこちらも平成 17 年と比べ若干増加しましたが、少子化の状況は引き続き待ったなしのところまできています。(図-1)。

(図-1) 【国・県・八戸市の合計特殊出生率の推移について】



資料：子ども家庭課

※ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に平均何人子どもを生む結果になるかを計算したものです。

② 年少人口の減少と高齢人口の増加

これまでの八戸市の人口は、戦後の一時期を除き、順調に伸びてきましたが、平成7年頃から横ばい状態にあります。

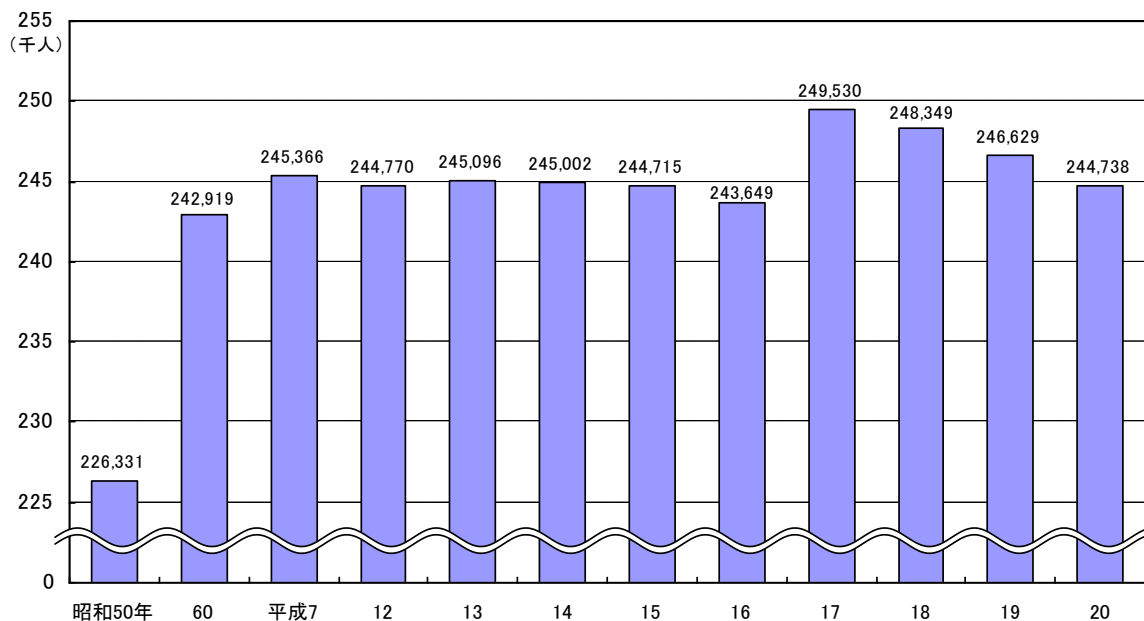
昭和50年から昭和60年までの人口増加率は約6.8%でしたが、平成17年から平成20年までの増加率は約1.96%の減少となっています。(図-2)。

この要因には、出生率の低下などによる自然動態の減少と転出超過による社会動態の減少が考えられます。

また、区分別人口においては、平成12年の全人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は16.3%、65歳以上の老年人口は15.8%でしたが、平成17年の年少人口の割合は15%、老年人口は19.6%と、年少人口の減少と老年人口の増加を表しています(図-3)。

このことから、今後も八戸市の少子高齢化が進むと考えられ、早急に取り組んでいかなければならない問題であると言えます。

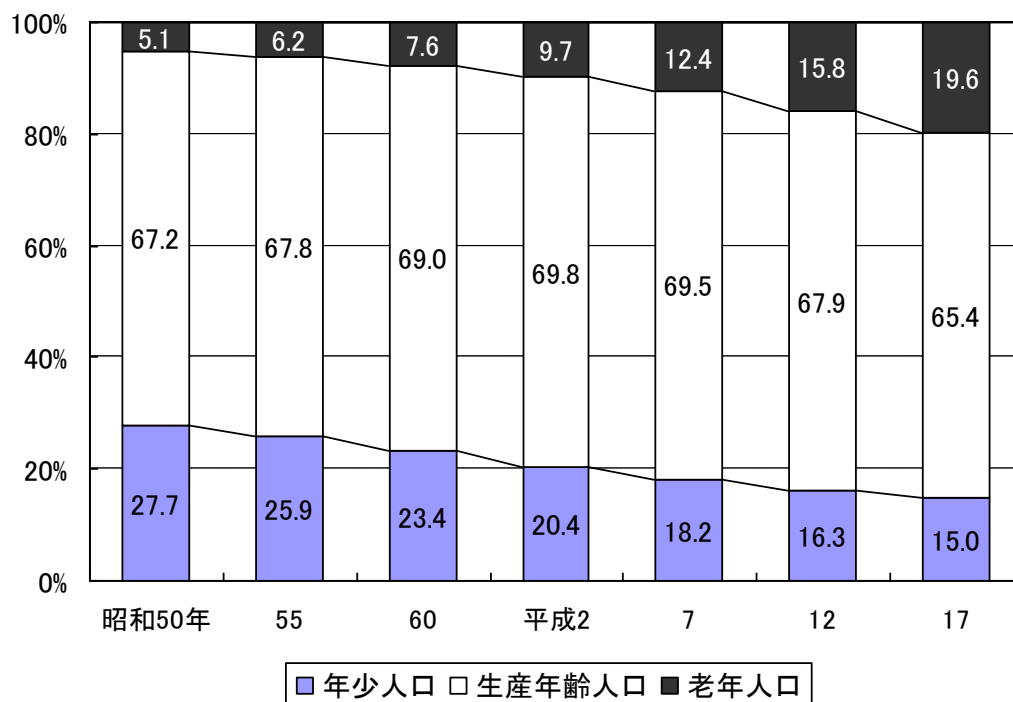
(図-2) 【八戸市の人口について】



資料：住民基本台帳(各年9月30日)

※平成17年南郷村と合併

(図-3) 【八戸市の区分別人口の割合について】



資料：国勢調査

※ 年齢ごとに年少人口（0歳から14歳まで）、生産年齢人口（15歳から64歳まで）、老年人口（65歳以上）の三つに区分し、人口に占める割合を示しています。



③ 八戸市の出生数の見通し

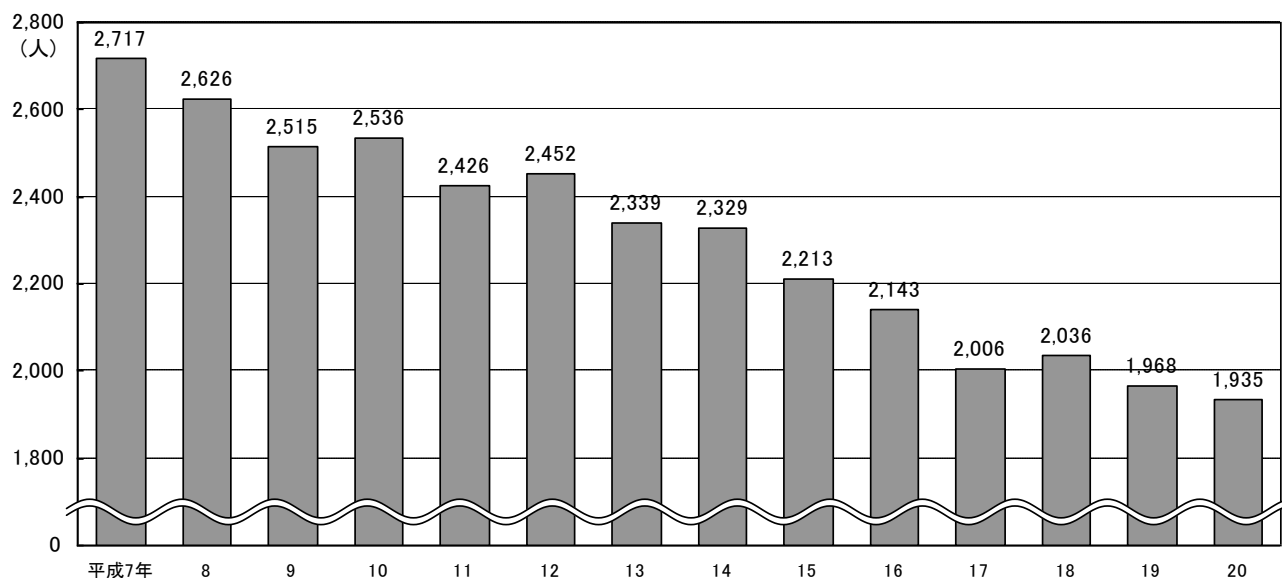
平成 18 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因と言われてきた未婚化・晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」などから、今後も少子化が一層進展すると予測しています。この公表によると、わが国の総人口は 2005（平成 17）年の 1 億 2,777 万人から長期の人口減少期間に入り、2030 年にはおよそ 1 億 1,522 万人、2055 年にはおよそ 8,993 万人にまで減少すると予想されています。

平成 17 年に八戸市次世代育成支援行動計画の前期分を策定した際、新たな開発等の要素を含まずに、過去における男女別・年齢階層別人口の変化率に基づくコーホート変化率では、平成 20 年の出生数を 2,112 人と試算しましたが、実際には 177 人の減となる 1,935 人となり予測よりも早いペースで出生数が減少していることがわかります。（図－4）

平成 22 年以降をコーホート変化率で試算すると、5 年後の平成 27 年における出生数は 1,503 人と大幅に減少することが予測されます。

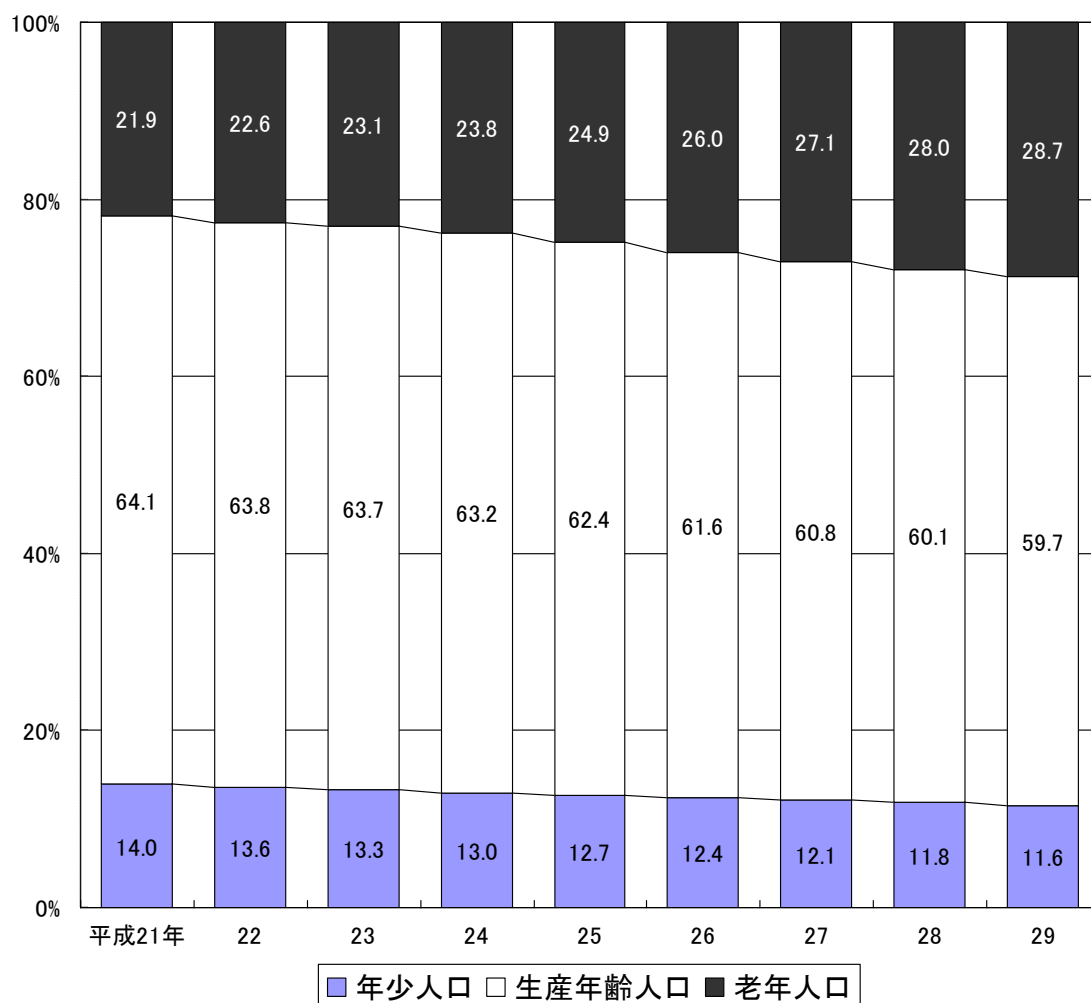
また、区分別人口についても、年少人口の減少傾向と老年人口の増加傾向は変わらないものと推計され、このまま少子化が進行し続けると、税や社会保障における負担の増加・労働力減少に伴う経済成長の鈍化・地域社会の活力低下などさまざまな弊害が生じるおそれがあります（図－5）。

（図－4） 【八戸市の出生数の推移について】



資料：市民課

(図-5) 【八戸市の区分別人口の推計について】



資料：住民基本台帳の実績人口データに基づく人口推計

(2) 少子化の要因

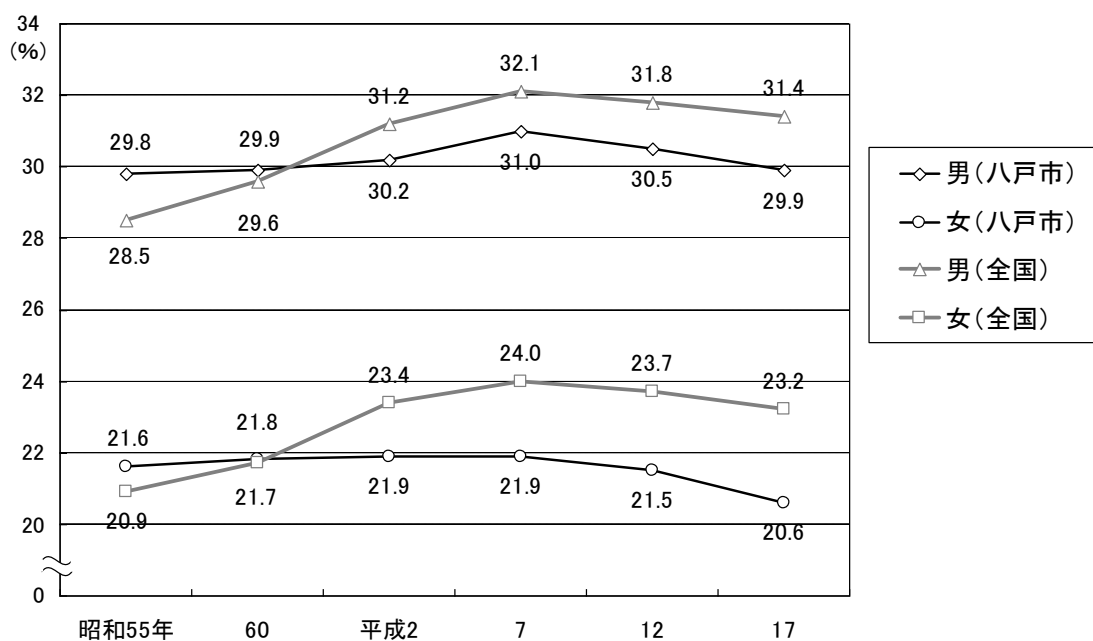
① 未婚化・晩婚化の現状

(1) で少子化の現状が明らかになりましたが、平成 21 年の「少子化社会白書」でも少子化の要因として、未婚化・晩婚化の傾向を挙げています。

市の未婚率は、男女とも全国平均よりは下回っていますが、男性約 30%、女性約 20%で近年推移しています。(図-6)

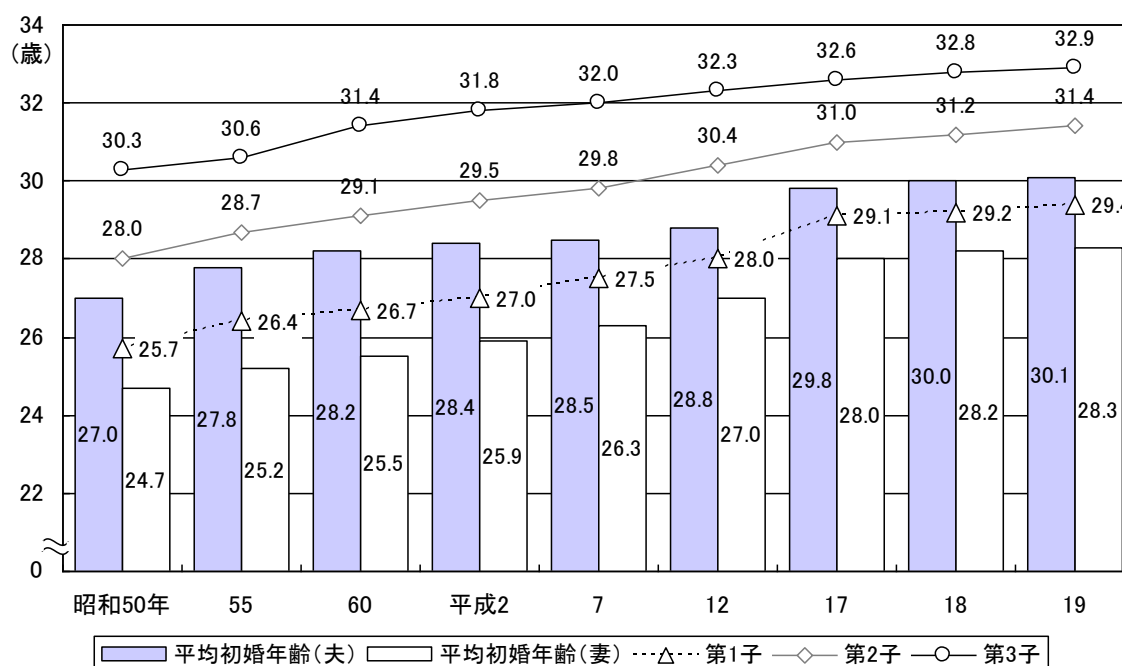
平均初婚年齢は、平成 19 年で夫が 30.1 歳(対前年比 0.1 歳上昇)、妻が 28.3 歳(同 0.1 歳上昇)と毎年上昇傾向を続けています。また初婚年齢が高くなると、それに伴い平均出生時年齢も高くなり、晩産化の進行に拍車がかかっています。(図-7)

(図-6) 【未婚率の推移】

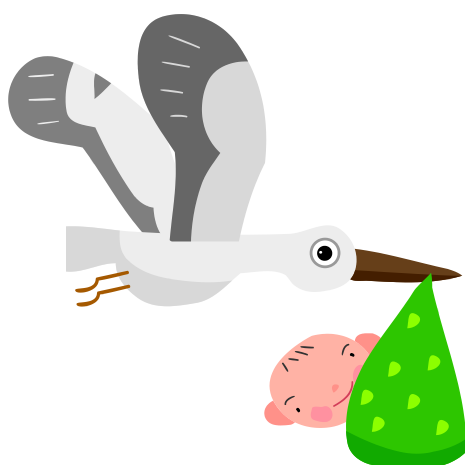


資料：「国勢調査」

(図-7) 【平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移】



資料：厚生労働省「人口動態調査」



② 家庭や地域の「子育て力」の低下

これまで多く見られた三世代同居等の家族形態のもとでは、年上の兄弟が年下の子の面倒を見たり、祖父母などが孫の面倒を見る環境にありました。

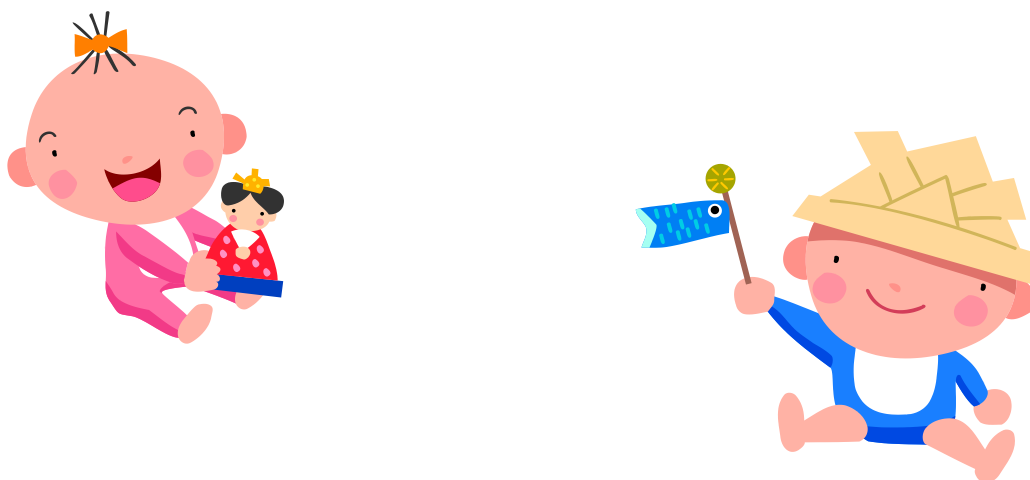
また、地域においても、「子育ては地域で協力しあう」という意識があり、多くの人が子どもを見守り、子育てを助けあう環境にありました。

しかし、核家族世帯やひとり親世帯の増加、地域に対する考え方の変化などにより、子どもを育てていく環境も変化し、以前と比べ家庭や地域における子育て力が低下しています。

「ニーズ調査」の自由回答の中にも「子ども連れの親には温かく接してほしい」「情報の豊富な地域の高齢者と児童が共有できる時間があればいい」「子どもが小さいとき、近所に同じくらいの子がいなくて寂しく感じていた」などの意見がありました。

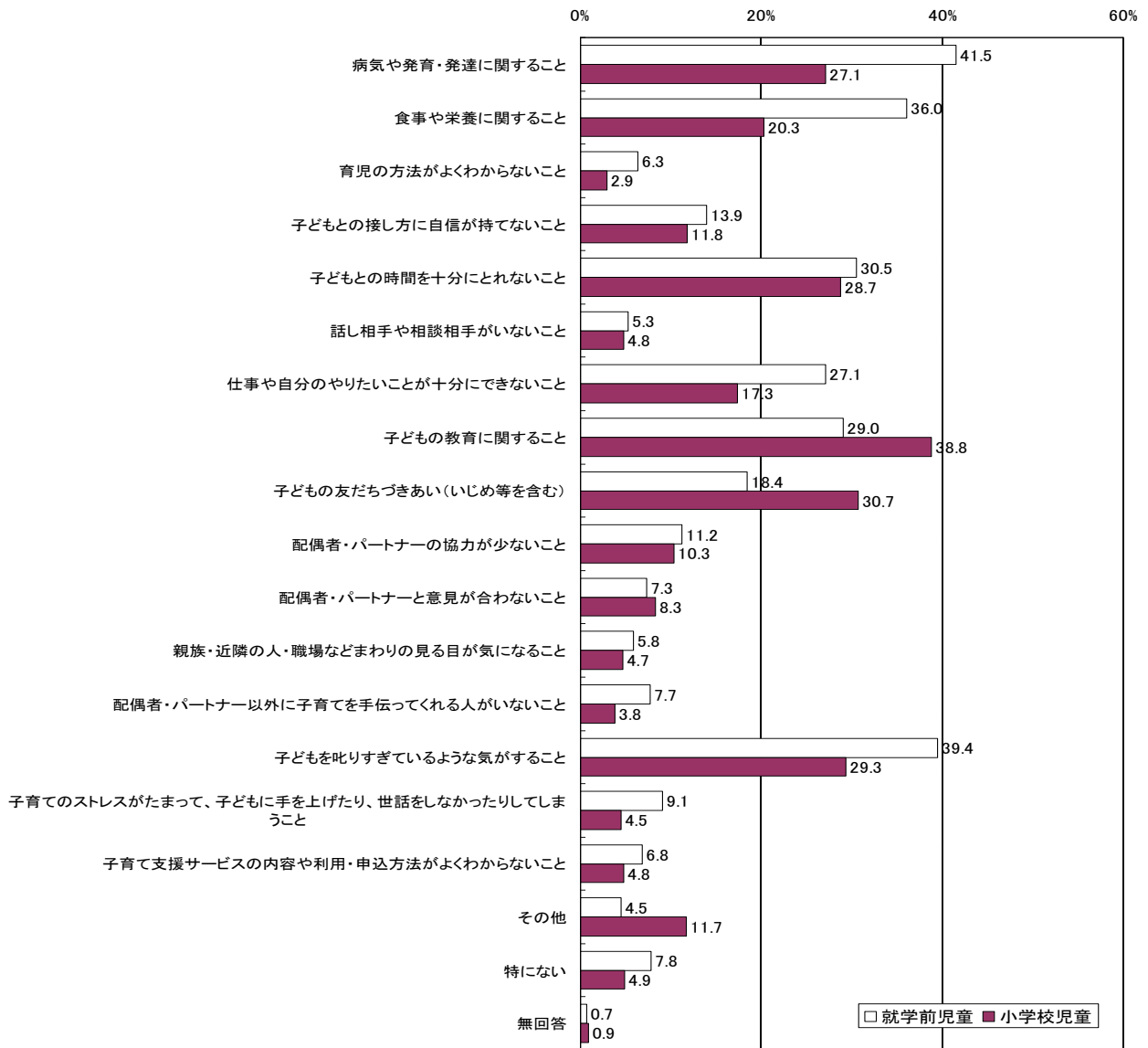
子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることとしては、就学前児童の保護者は「病気や発育・発達に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」などを挙げており、育児経験の減少により基本的な育児に対する不安感が伺われることから、子育て情報の的確な提供が必要であると思われます。

対して小学校児童の保護者は「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む。）に関すること」といった、子どもの成長に関する事柄を挙げています。（図－9）



(図-9)

【子育てに関して日常悩んでいること、または気になること（複数回答）】



資料：「ニーズ調査」

③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の現状

子育てにかかる経済的負担や仕事に対する考え方の多様化により、今後も子育てと仕事の両立を希望する人は増加する傾向にあると考えられます。

「ニーズ調査」では、お子さんが生まれたときの保護者の就労状況を聞いていますが、母親については「専業主婦」が47.8%と最も多く、次いで「常勤（フルタイム）」が27.4%となっています。

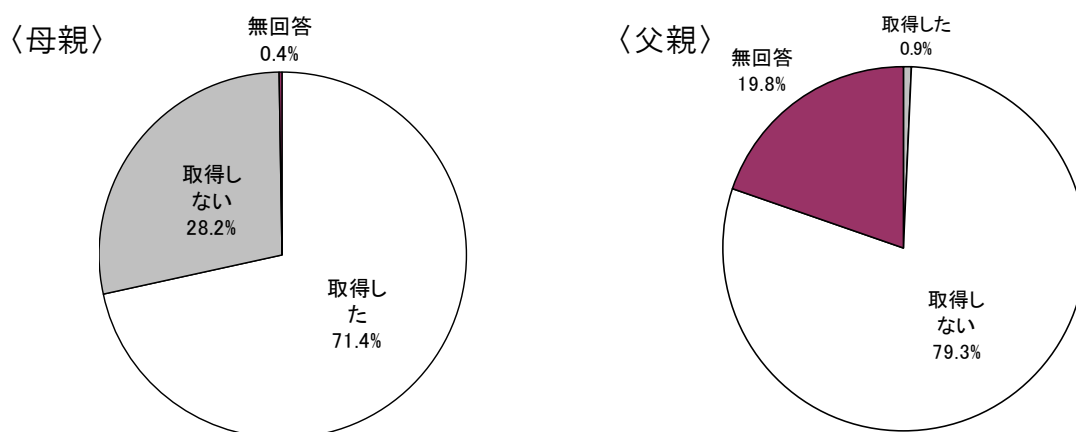
また、「出産前後（前後それぞれ1年以内）に離職をしましたか」の質問には、37.8%が「離職した」、28.5%が「出産1年前にすでに働いていなかった」と答えており、まだまだ結婚・出産により離職をしている女性が多いことが分かります。

育児休業取得については、「ニーズ調査」において母親の71.4%、父親の0.9%が「取得した」と回答しております。（図-10）

育児休業を取得しなかった理由としては、「職場環境が取得できにくい状況であった」「育児休業制度がなかった」があわせて57%となっています。

しかしながら、全国の平成19年度女性の育児休業取得率は89.7%、男性は1.56%となっており、八戸市内においては、仕事と子育てを両立できるような職場環境の整備がまだまだ不十分であることが伺えます。

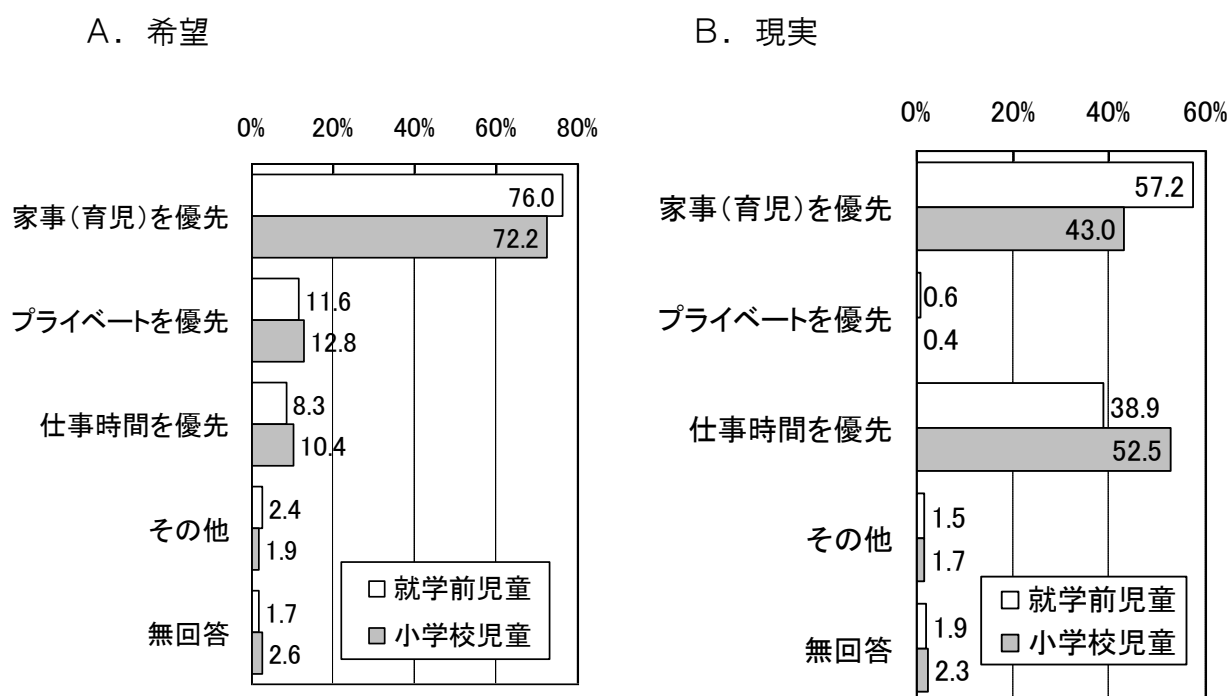
（図-10）【育児休業取得の有無とその期間について】



資料：「ニーズ調査」

「ニーズ調査」では、男女とも7割以上の保護者が家事（育児）を優先したいと答えておりますが、現実には就学前児童保護者の4割弱、小学校児童の保護者においては5割強が仕事を優先させており、時間の使い方が希望と現実では乖離していることが分かります。

(図-11) 【生活の中で、「仕事、家事（育児）、プライベートの時間」の優先度について 希望と現実】



資料：「ニーズ調査」

(3) 「ニーズ調査」の分析と課題

* 保護者の就労と子育ての両立に関する現状と課題

「ニーズ調査」では、父親についてはフルタイムの就労が圧倒的に多くを占めており、帰宅時間は19時以降に帰宅する割合が全体の6割以上にのぼっています。

また、就労していない母親の割合は、就学前児童では43.9%、小学校児童では26.8%であり、子どもの年齢が上がるにつれ、何らかの仕事に就いていく傾向を示しています。

自由回答では、「産休・育休に対する職場の理解の無さ」「子育て中の母親の採用の促進」「就職活動の支援」などに関する意見がありました。

全国的には女性の育児休業取得率は9割近くに達しているものの、中小企業が大半を占める地方では、現実の労働環境は厳しく、仕事と子育てとの両立はまだまだ不十分な状況にあります。

市としても、働き方の見直しや仕事と子育ての両立の推進に関する支援を効果的に行うことが今後の課題になると考えられます。

* 職場における子育て支援の現状と課題

「ニーズ調査」では、子どもが生まれたときに常勤であったにも関わらず、育児休業を取得しなかった理由として、母親については「職場環境が取得できにくい状況であった」が34.2%と最も多く、父親については「仕事を優先した」が35.1%と最も多くなっています。

また、「育児休業制度がなかった」という回答も、母親で22.8%、父親で16.8%みられました。

職場における子育て支援環境の改善を図るには、休暇などを取得しやすい職場の雰囲気づくり、意識改革を進めていくことが求められています。

子の看護休暇・時間外労働の制限の制度・深夜業の制限の制度・勤務時間短縮等の措置等を事業主は講じなければならないとされていることについて、周知を進めていくことが今後一層必要になっています。

* 保育サービス等に関する現状と課題

「ニーズ調査」では、就学前児童の63.4%が認可保育所や幼稚園等の保育サービスを利用しており、保育の利用開始・終了時間の拡大を求める声や、

病児・病後時保育の充実を望む声が多く寄せられています。

小学校児童の放課後児童クラブについては、土日や夏休みなど長期休暇中の対応の充実を望む声が多くありました。

各種保育サービスのメニュー自体はある程度出揃っていると思いますが、保育の質を確保しながら保護者の多様なニーズに応えるため、各施設の努力とともに、行政としても積極的に支援していくことが必要となっています。

* 子育て支援サービスの認知度・利用に関する現状と課題

「ニーズ調査」では、就学前児童保護者のサービスの認知度は「両親学級、赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談」89.9%、「八戸市子育て応援ブック」65.5%、「親と子の電話相談」63.2%の順になっています。

小学校児童の保護者の認知度は、「児童館」83.1%、「家庭児童相談室」58.4%の順になっています。

前回の調査と比べると、おおよそ全ての項目で認知度がアップしていることに加え、「情報の入手手段がわからない」の回答割合も少なくなっています。

自由回答の中には、「パソコンがない人のためにホームページ以外の情報発信の充実」「携帯電話の情報サイトの充実」「学校を通じた情報提供の充実」などのさまざまな意見・希望が寄せられ、情報の提供の仕方や媒体等についての充実が必要になっています。

* 子育て環境・教育環境に関する現状と課題

「ニーズ調査」では、子どもと外出する際の困難な点について、就学前・小学校児童の保護者いずれもから、「雨や雪の日に遊べる場所が少ないこと」が最も多く挙がっています。

子育てをしていく中で地域に期待することは、就学前児童では「休日・夜間・緊急時等の医療体制が整っていること」が最も多く、小学校児童では「子どもが安心して通学できること」が多く挙げられています。

自由回答には、「公園の遊具の充実」「雨の日や冬季でも体を動かして遊べる屋内施設を望む」という回答がかなり多くありました。

また、「祖父母世代と子どもとの世代間交流」「子育ての先輩の知恵を借りたい」という意見もありました。

今後はハード面の整備の検討とともに、施設一辺倒になりがちな発想の転換や冬季や雨の日の子どもの遊ばせ方の工夫などを考えていくことも必要であると思われます。

* 地域における子育ての支援の現状と課題

「ニーズ調査」では、地域に期待することとして「温かく見守ってくれること」が多く挙げられており、周囲の子育て環境の向上を望む保護者が多くなっていることが伺えます。

自由回答には「子供連れの親には温かく接してほしい」「昔のように子どもの顔を覚えて近所で見守ってもらいたい」などの回答がありました。

近年、核家族化や地域社会の変化など子育て環境が大きく変化しているため、保護者、特に母親に子育ての負担が集中し、家庭のみでは子育ての負担を負いきれなくなってきました。子育て支援は地域が支えるという意識をもち、町内会などの住民組織やNPOなど多様な主体が担い手となり、地域全体が子育てにかかわれるようなネットワークが必要になっています。

* 特別な支援が必要な児童への支援の現状と課題

自由記述の中に、「ひとり親家庭への経済的な支援をしてほしい」「父子家庭への支援が少ない」「障がい児への支援が行き届いていない」などの回答がありました。

八戸市のひとり親医療費の給付世帯は、平成15年は全世帯数95,546世帯に対して、給付世帯は2,764世帯でしたが、平成20年には全世帯数101,584世帯に対し給付世帯は3,400世帯となっており、5年間で5.9%の増となっております。

今後も、ひとり親世帯が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活支援・就業支援・経済的支援を総合的に推進し、引き続きひとり親世帯の自立を支援していくことが必要です。

障がい児の支援に関しては、豊かな地域生活を送ることができるようデイサービス等の充実を図り、家族に対しても支援を行うことが必要であると思われまます。

年々増加している児童虐待については、平成16年に児童虐待防止法および児童福祉法の改正が行われ、児童虐待の恐れのある子どもの通告先として市町村にも窓口を設置することが義務付けられるなど、制度的には整備が図られてきていますが、引き続き虐待の早期発見・通報など地域で子どもを見守るという意識を高め、虐待により子どもが命を落とすことがない社会を目指していかなければなりません。

第2部

後期計画の基本的な考え方

(平成22年度～平成26年度)



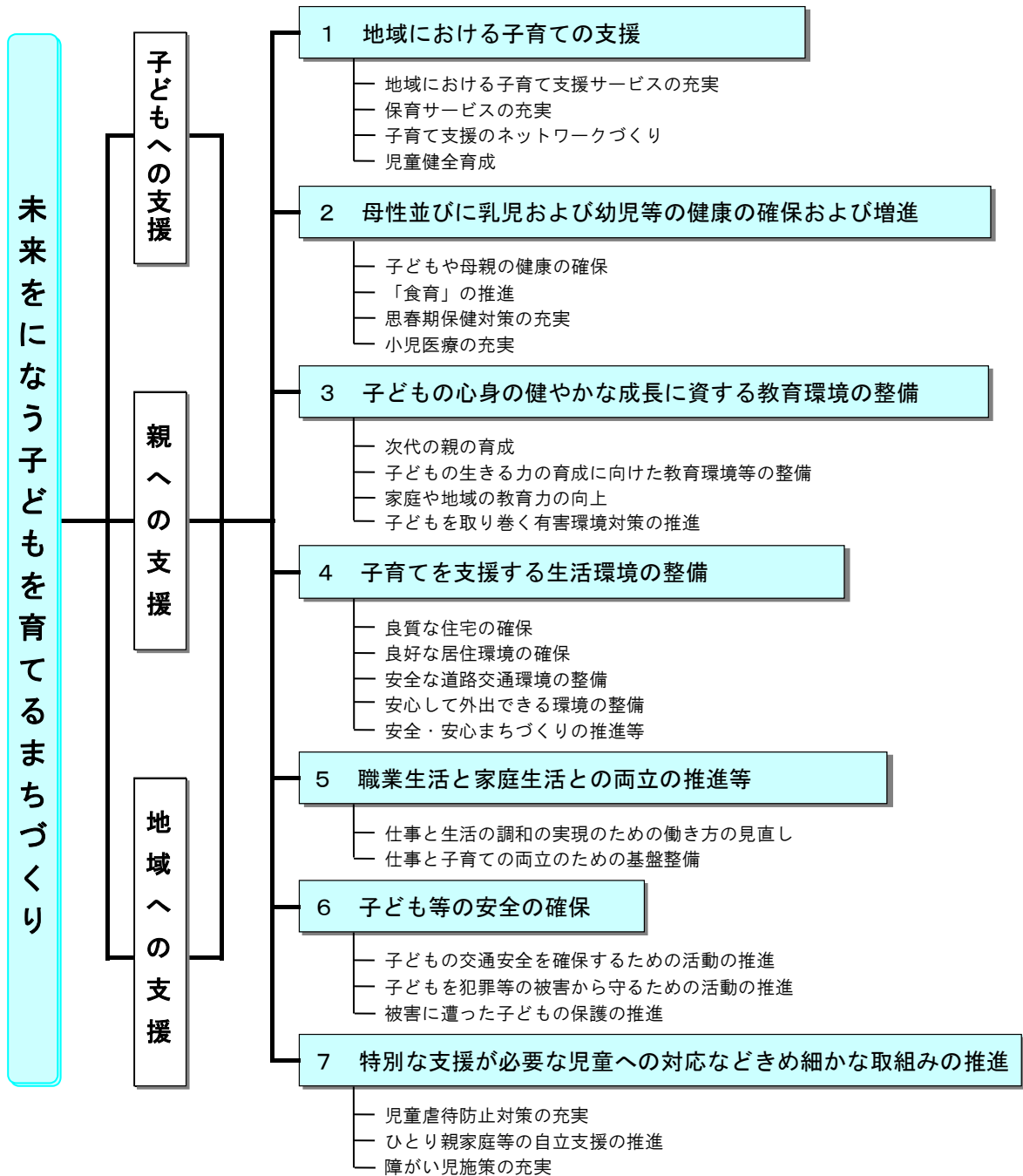
八戸市次世代育成支援行動計画 体系図

基本的な考え方

基本方針

基本的施策

具体的施策



1 計画の基本的な考え方

国では、次世代育成支援行動計画策定にあたっての基本的な視点として、以下の9つをあげています。

- 子どもの視点
- 次代の親づくりという視点
- サービス利用者の視点
- 社会全体による支援の視点
- 仕事と生活の調和の実現の視点
- すべての子どもと家庭への支援の視点
- 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- サービスの質の視点
- 地域特性の視点

これらを踏まえたうえで、八戸市では、子どもと子どもをとりまく環境を、子どもを中心とした同心円状にイメージし、子どもの成長を、家庭から、その外に広がる地域社会へ出て行く、自立の過程と捉えました。

そして、子育ては、子どもに対して、親や地域の大人が一方向的に何かを与える関係ではなく、子どもに関わることで、親や地域の大人と一緒に成長していく機会であると考えました。

子どもを生みたい人が、安心して生み育てることができる環境の整備を図るため、また未来の八戸市の担い手となる子どもたちが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるため「八戸市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を、次のようにまとめました。

子どもへの支援

子どもの一番の幸せは、家族と一緒に過ごし、周囲の人から愛されていることを実感することであり、全ての子どもが、その誕生を喜ばれ、心身ともに健康に育成される環境づくりが必要です。

子育て支援サービス等による影響を受けるのは、多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮することが必要です。

自立した次代の親となり、地域の担い手となる子どもたちが、自らの可能性を生かしながら、心豊かにいきいきと育っていくことを支援します。

親への支援

子どもと一緒に過ごす生活は、大きな楽しみと喜びを伴うものであり、子育てを通して、親自身が成長し、地域社会への関心やかかわりが生まれていきます。

特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組みが必要です。

働き方を含め、ライフスタイルが多様化している時代にあって、親が、子どもとともに過ごす充実した時間を持つことで、子育ての喜びを実感できるよう、そして、幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ「心を育てる」取組みを幅広く進めるとともに、子どもを持ち育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていきます。

地域への支援

地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、育児を行う家庭の子育てへの負担感が増大しています。

「ニーズ調査」では、地域に期待することとして「温かく見守ってくれること」が多く挙げられており、周囲の子育て環境の向上を望む保護者が多くなっていることが伺えます。

子どもは、親や教師以外に、多くの人とかかわりをもつことで、成長します。

子育ては地域が支えるという意識をもち、町内会などの住民組織やNPOなど多様な主体が担い手となり、地域全体が子育てにかかわれるようなネットワークづくりを推進します。

2 基本方針・基本施策・具体的施策

基本方針 1 地域における子育ての支援

近年、核家族化や地縁の希薄化など地域における子育て環境が大きく変化しているため、家庭での主なる保育者である母親に育児の負担が集中し、家庭のみでは子育てを負いきれなくなってきました。そのため、全ての子育て家庭に対する、さまざまな子育て支援サービスの充実を図り、また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を推進します。

【基本施策】

ア 地域における子育て支援サービスの充実

子どもたちが地域の様々な人たちとのかかわりの中で成長していけるよう、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

(ア) 居宅における子育て支援事業

〈具体的施策〉

- 1 ファミリーサポートセンター事業
- 2 妊産婦・新生児等への家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

(イ) 保育所等の施設における子育て支援事業

〈具体的施策〉

- 3 病児・病後児保育事業
- 4 一時預かり事業
- 5 休日保育事業
- 6 認可外保育施設助成事業
- 7 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 8 放課後児童健全育成事業（仲良しクラブ）

(ウ) 地域の児童の養育に関する情報の提供および助言を行う事業

〈具体的施策〉

- 9 ファミリーサポートセンター事業（再掲）
- 10 地域子育て支援拠点事業
- 11 子育てつどいの広場

- 12 家庭相談事業
- 13 子育てサロン支援事業
- 14 教育相談・適応指導教室事業
- 15 民生委員児童委員・主任児童委員活動事業

(エ) 子育て支援事業に関する情報の提供
〈具体的施策〉

- 16 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 17 子育てつどいの広場（再掲）
- 18 子育て情報誌の作成
- 19 子育て支援関連図書の実と情報の提供

【基本施策】

イ 保育サービスの充実

子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、多様な保育需要に対応し、保育サービスの充実を目指します。

〈具体的施策〉

- 20 認可保育所整備事業
- 21 延長保育事業
- 22 休日保育事業（再掲）
- 23 産休・育休明け入所予約制度
- 24 軽・中程度障害児保育事業
- 25 保育所地域活動事業
- 26 認可外保育施設助成事業（再掲）
- 27 保育所の適正配置

【基本施策】

ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成促進を図ります。

〈具体的施策〉

- 28 子育て広場の開放
- 29 地域子育て支援拠点事業（再掲）

- 30 子育てつどいの広場（再掲）
- 31 子育て情報誌の作成（再掲）
- 32 次世代育成ネットワーク事業

【基本施策】

エ 児童健全育成

少子化や、社会環境の変化により、子ども同士が自由に遊べる機会や場所が減っているため、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、児童が安全に自由に遊べる居場所づくりを進めます。また、家庭、学校、地域社会、関係団体が緊密に連携し、社会全体で子どもの成長を支援する体制づくりを図ります。

〈具体的施策〉

- 33 放課後児童健全育成事業（仲良しクラブ）
- 34 児童館運営事業
- 35 児童館母親クラブ活動事業
- 36 放課後子ども教室推進事業
- 37 民生委員児童委員・主任児童委員活動事業（再掲）
- 38 社会的ひきこもりケース会議
（八戸市虐待等対策ネットワーク会議）
- 39 さわやか 八戸 グッジョブ・ウィーク事業
- 40 少年相談センター活動
- 41 さわやか 八戸 あいさつ運動
- 42 青少年の地域活動
- 43 児童手当支給事業
- 44 八戸市ラブホテル建築等規制条例の施行
- 45 各種公民館活動
- 46 奨学金貸与事業
- 47 就学援助

基本方針 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

ライフスタイルの多様化や、ストレスの多い社会は、食生活の乱れや虐待など、養育にあたる親や、子どもの心身の発達に、大きな影響を与えています。

誕生から成長のさまざまな過程の中で、健康教育や、各種健診、相談体制の充実等を図り、子ども達が、心身のバランスの取れた健康な大人に成長できるような環境づくりを進めます。

【基本施策】

ア 子どもや母親の健康の確保

母親自身が、妊娠及び出産の経過に満足することが、その後の良い子育てにつながることから、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、妊婦に対する出産準備教育や健康診断、相談の場の提供などに努めます。

〈具体的施策〉

- 48 母子健康手帳の交付
- 49 乳幼児はつらつ育成事業
- 50 地区における健康教室等
- 51 両親学級
- 52 こども健康づくり講座
- 53 赤ちゃん・よちよち健康相談
- 54 幼児相談
- 55 3歳児相談
- 56 電話相談
- 57 マタニティ健康相談
- 58 妊婦委託健康診査
- 59 乳児一般委託健康診査
- 60 先天性股関節脱臼検診
- 61 1歳6か月児健康診査及び精密健康診査
- 62 3歳児健康診査及び精密健康診査
- 63 予防接種事業
- 64 ヒブワクチン接種に対する公的助成事業
- 65 妊産婦・新生児等への家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）

【基本施策】

イ 「食育」の推進

近年、核家族化や共働き夫婦の増加に加え、大人は残業や休日勤務、子どもは部活動や塾通いなど忙しい生活を送る中で、食の大切さに対する意識が希薄となり、子どもたちに朝食欠食などの不規則な食事、栄養の偏りなどの食習慣の乱れや肥満傾向の増加などがみられます。そのため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

〈具体的施策〉

- 66 地区における健康教室等（再掲）
- 67 赤ちゃん・よちよち健康相談（再掲）
- 68 「手づくり弁当の日」の実施
- 69 栄養改善事業
- 70 学校給食実践発表会の開催
- 71 児童生徒給食活動発表会の開催
- 72 すくすく離乳食教室

【基本施策】

ウ 思春期保健対策の充実

思春期における妊娠中絶等、性行動に関する問題や、喫煙・薬物乱用等の問題は、やがて父や母となる心と体に大きな影響を及ぼします。正しい知識を身に付け、自分を含めたすべての命を大切にすることをはぐくむ環境づくり、地域における相談体制の充実を推進します。

〈具体的施策〉

- 73 いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業

【基本施策】

エ 小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保および緊急時も安心して受診できる体制の確保に取り組めます。

〈具体的施策〉

- 74 予防接種事業（再掲）
- 75 ヒブワクチン接種に対する公的助成事業（再掲）
- 76 休日又は夜間の救急医療体制の確保



基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

八戸市教育プランの基本構想に掲げる「めざす子ども像・市民像」の実現に向け、「えんぶりっこプロジェクト」「かだりゃんせプロジェクト」により学校、家庭、地域が一体となった子どものための環境づくりと市民にとって豊かであるおいのある生涯学習社会の形成を目指します。

【基本施策】

ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことおよび子どもを生み育てることの意義を理解してもらうため、中高生を含め次代の親となりうる人へ、子どもや家庭の大切さを理解できるような教育・広報・啓発を推進します。

〈具体的施策〉

- 77 両親学級（再掲）
- 78 いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業（再掲）
- 79 仕事と家庭両立推進のための情報提供・啓発活動
- 80 情報誌やパンフレット等による広報・啓発

【基本施策】

イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるように、学校等の教育環境の整備を図ります。また、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、学力・豊かな心・健やかな体の育成、向上を目指します。

（ア） 幼児教育の充実

〈具体的施策〉

- 81 私立幼稚園補助事業
- 82 幼稚園就園奨励事業
- 83 第3子保育料軽減事業
- 84 幼稚園・保育所（園）と小学校の連携推進事業
- 85 小学校体験入学の実施
- 86 プラネタリウム幼児投影番組
- 87 教育公開講座（研修講座）

88 学校訪問（計画訪問）

（イ） 確かな学力の向上

〈具体的施策〉

- 89 学力実態調査
- 90 小中ジョイント・スクール
- 91 教科等研究委員
- 92 学習用パソコン整備事業
- 93 インターネットを利用した国際理解教育の推進
- 94 外国語指導助手等の積極的な活用による英語教育の推進
（外国語指導研修事業）

（ウ） 豊かな心の育成

〈具体的施策〉

- 95 いじめ等の問題に関する対話集会
- 96 スクールカウンセラー活用事業
- 97 心の教室相談員活用調査研究事業
- 98 読み聞かせ
- 99 博物館クラブ
- 100 土曜日体験教室
- 101 夏休み考古学教室
- 102 中高生のためのボランティア養成講座
- 103 講師派遣
- 104 根城おもしろ講座
- 105 「心のノート」活用の推進
- 106 郷土に対する理解と誇りを養う伝統文化教育の推進
- 107 学校飼育動物ネットワーク支援事業
- 108 美術館創作講座
- 109 芸術・文化活動の支援事業
- 110 南部藩ゆかりの都市との交流
- 111 青少年海外派遣
- 112 青少年のための科学の祭典
- 113 環境・エネルギー教育の充実
- 114 教職員に対する啓発講座
- 115 児童図書の実と活用の促進

(エ) 健やかな体の育成

〈具体的施策〉

- 116 よい歯のコンクール
- 117 「八戸市児童生徒の健康と体力」発刊
- 118 児童生徒・教職員健康診断
- 119 スポーツ少年大会への支援
- 120 長根スケートリンク土曜日等無料開放
- 121 親子スケート教室

(オ) 信頼される学校づくり

〈具体的施策〉

- 122 学校図書館用図書整備事業
- 123 学校図書館ネットワーク事業
- 124 学校評議員制度
- 125 学校訪問
- 126 余裕教室の活用
- 127 校舎・屋内運動場新增改築事業
- 128 学校施設営繕修繕等事業
- 129 教材の制作・貸出し
- 130 学校施設耐震化事業

【基本施策】

ウ 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

(ア) 家庭教育への支援の充実

〈具体的施策〉

- 131 子育て支援関連図書の充実と情報の提供（再掲）
- 132 家庭教育学級の実施
- 133 家庭教育研修会
- 134 親子パソコン教室
- 135 映像利用学習会
- 136 子育て・親育ち講座の実施

(イ) 地域の教育力の向上

〈具体的施策〉

- 137 保育所地域活動事業 (再掲)
- 138 学校・公民館・地域の連携・融合事業
- 139 さわやか 八戸 グッジョブ・ウィーク事業 (再掲)
- 140 さわやか 八戸 あいさつ運動 (再掲)
- 141 青少年の地域活動 (再掲)
- 142 教育支援ボランティア推進事業

【基本施策】

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネット等の普及により、子ども達を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、すぐ手の届くところに、過激・有害な内容の情報が氾濫している状況にあり、子ども達への悪影響が懸念されています。関係機関と連携し、健全に育成できる環境づくりに努めます。

〈具体的施策〉

- 143 少年相談センター活動 (再掲)
- 144 八戸市ラブホテル建築等規制条例の施行 (再掲)



基本方針 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるには、安全面に考慮した住宅や道路・建築物等の整備が重要です。安心して子育てができる環境づくりは、地域に住む全ての人が快適に暮らせるまちづくりであることから、生活環境の整備に努めます。

【基本施策】

ア 良質な住宅の確保

市で入居者を募集する住宅には、多子世帯等の住環境の整備を図るため、優先入居の実施等に積極的に取組みます。

〈具体的施策〉

- 145 八戸市市営住宅ストック総合活用計画
- 146 市営住宅における多子世帯等の優先入居制度

【基本施策】

イ 良好な居住環境の確保

子どもたちの遊び場として、地域住民の交流の場として、要望の高い公園の整備を行うとともに、住む人の心に潤いをもたらす、花や緑に囲まれた住み良い生活環境づくりを進めます。また、住居の室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進します。

〈具体的施策〉

- 147 公園整備事業(こどもの国・子ども交流館含む)
- 148 「緑と花」花壇コンクール
- 149 「緑と花」作文・図画コンクール
- 150 学校緑化
- 151 公共公益施設の緑化推進
- 152 市営住宅のシックハウス対策及び 24 時間換気システムの導入

【基本施策】

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども・子ども連れを含め、全ての人が安全・安心に通行できる道路環境の整備を進めます。また、事故の危険性の高い通学路において、歩道などの整備に努めます。

〈具体的施策〉

153 六日町地区くらしのみちゾーン形成事業

【基本施策】

エ 安心して外出できる環境の整備

子ども連れや妊産婦等を含めた全ての人が、安心して外出できる、通行しやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

〈具体的施策〉

154 公共施設のバリアフリーの推進

155 低床バスの導入

【基本施策】

オ 安全・安心まちづくりの推進等

防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進します。また、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、空き家等における危険箇所の把握・改善に努め、安全に暮らせる地域社会の形成を進めます。

〈具体的施策〉

156 街路灯・防犯灯の整備

157 都市公園の公園灯の整備・管理



基本方針 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

子どもの一番の幸せは、家族と一緒に過ごすことであり、そのためには、男女がともに職業生活と家庭生活のバランスがとれた多様な働き方ができるような環境づくりが必要です。また、女性が仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しも必要です。仕事と子育ての両立のための環境整備を推進します。

【基本施策】

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男性も女性も、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主・労働者・地域住民への情報提供及び啓発を図ります。

〈具体的施策〉

- 158 講演会等の啓発事業
- 159 仕事と家庭両立推進のための情報提供・啓発活動（再掲）
- 160 情報誌やパンフレット等による広報・啓発（再掲）
- 161 男女共同参画支援事業

【基本施策】

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービス等の充実を図り、仕事と子育ての両立のため多様な働き方に対応した子育て支援を進めます。

〈具体的施策〉

- 162 ファミリーサポートセンター事業（再掲）
- 163 病児・病後児保育事業（再掲）
- 164 一時預かり事業（再掲）
- 165 休日保育事業（再掲）
- 166 認可外保育施設助成事業（再掲）
- 167 放課後児童健全育成事業（仲良しクラブ）（再掲）
- 168 認可保育所整備事業（再掲）
- 169 延長保育事業（再掲）
- 170 軽・中程度障害児保育事業（再掲）
- 171 保育所の適正配置（再掲）

-
- 172 児童館運営事業（再掲）
 - 173 放課後子ども教室推進事業(再掲)
 - 174 仕事と家庭両立推進のための情報提供・啓発活動（再掲）



基本方針 6 子ども等の安全の確保

交通事故や犯罪件数の増加により、子どもたちが交通事故や犯罪等に巻き込まれる危険性が増していることから、子育て家庭が地域社会に望むこととして、「地域の治安・防犯体制が整備されていること」をあげる人の割合が高くなっています。子どもが自分で自分の身を守るための安全教育や、地域の防犯パトロール、地域で子どもを守るという意識の啓発を図ります。

【基本施策】

ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、地域等と連携し、交通安全教室の開催など、交通事故防止対策を推進します。

〈具体的施策〉

- 175 交通安全運動推進事業
- 176 交通安全運動街頭広報活動
- 177 夏休み交通安全教室
- 178 新入学児童交通安全対策
- 179 交通安全ふれあい広場
- 180 交通安全行動の推進
- 181 ストップマーク配布事業

【基本施策】

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報の提供、防犯講習の実施等、地域全体で子どもを見守る体制づくりを支援します。

〈具体的施策〉

- 182 八戸地区連合防犯協会への支援
- 183 八戸地区保護司会、暴力追放八戸地区協議会への支援
- 184 新入学児童防犯笛配付
- 185 地域安全・安心マップづくり推進事業
- 186 安全・安心情報システム（ほっとスルメール）

【基本施策】

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

被害に遭った子どもの心の痛みを軽減し立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングなど関係機関と連携した決め細やかな支援を図ります。

〈具体的施策〉

- 187 婦人相談事業
- 188 家庭相談事業（再掲）
- 189 スクールカウンセラー活用事業（再掲）



基本方針 7 特別な支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組みの推進

子育て家庭の不安や負担感が高まる中で、特に支援が必要な児童や家庭に対するきめ細やかな取組みを推進します。

【基本施策】

ア 児童虐待防止対策の充実

医療・保健・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、情報の共有に努めます。また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、主任児童委員等を積極的に活用し、関係機関との連携を図り児童の保護・支援にいたる体制づくりを進めます。

〈具体的施策〉

- 190 児童虐待対策ケース会議（八戸市虐待等対策ネットワーク会議）
- 191 児童相談所との連携
- 192 家庭相談事業（再掲）
- 193 民生委員児童委員・主任児童委員活動事業（再掲）

【基本施策】

イ ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、その多くが経済的に不利な状況に置かれています。母子家庭等の自立を促進するため、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、生活・就業等への総合的な支援を図ります。

〈具体的施策〉

- 194 児童扶養手当
- 195 ひとり親家庭等医療費給付事業
- 196 遺児入学祝金給付事業
- 197 遺児卒業祝金給付事業
- 198 遺児弔慰金給付事業
- 199 母子寡婦福祉団体助成事業
- 200 婦人相談事業（再掲）
- 201 母子自立支援員設置
- 202 母子家庭自立支援教育訓練助成事業

【基本施策】

ウ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や自己の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。また、地域・幼稚園・保育所・学校等と連携し、障がい児とその親を支援する体制づくりを進めます。

〈具体的施策〉

- 203 就学指導委員会
- 204 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深める交流教育事業
- 205 障害の状態等に依じた個別の教育支援計画の充実
- 206 軽・中程度障害児保育事業（再掲）
- 207 居宅介護事業（障害者自立支援法）
- 208 児童デイサービス事業（障害者自立支援法）
- 209 短期入所事業（障害者自立支援法）
- 210 特別児童扶養手当
- 211 障害児福祉手当
- 212 重度心身障害者医療費助成制度

第3部

後期計画の基本的な進め方

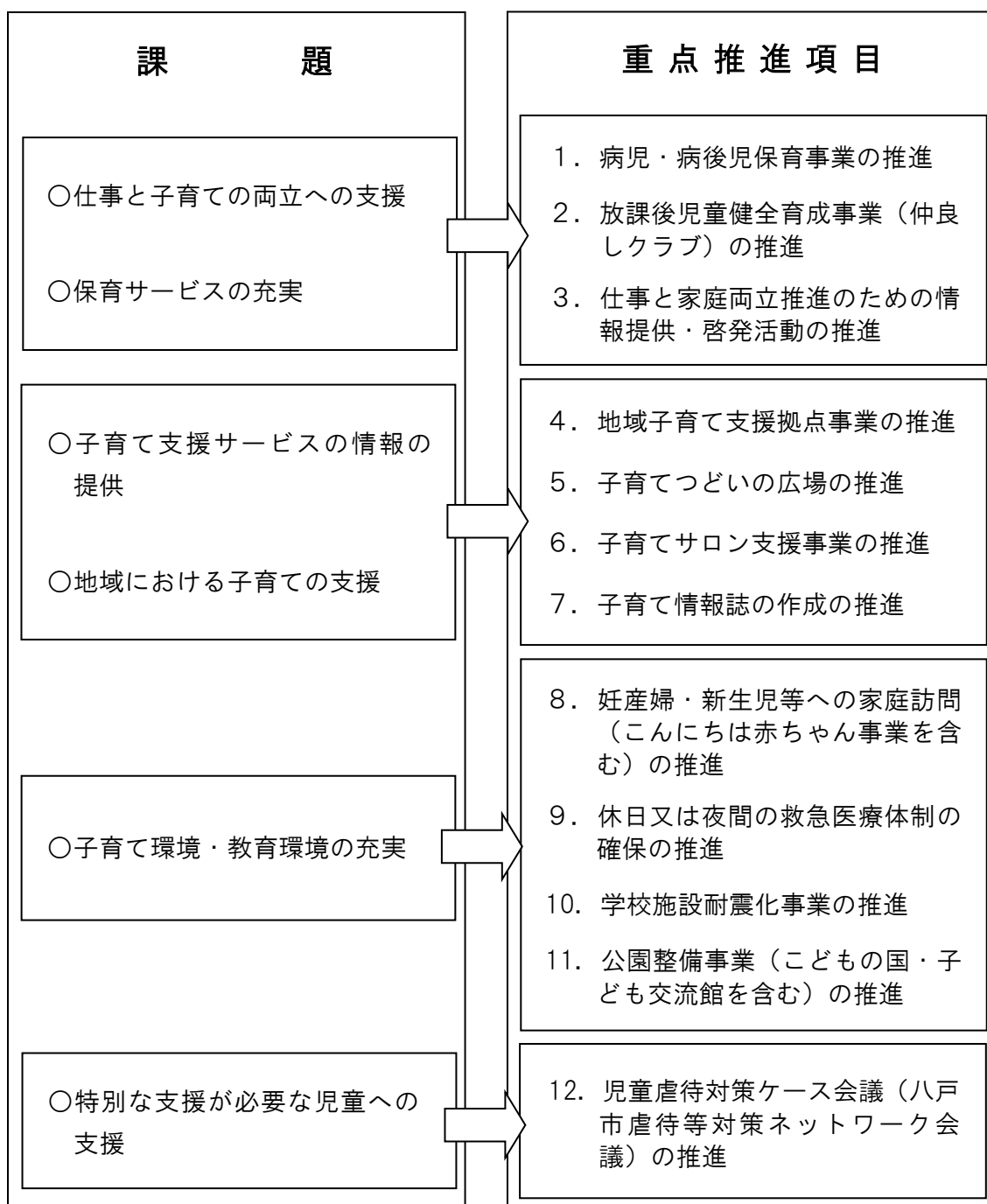
(平成22年度～平成26年度)



重点推進項目

この計画は、より一層の少子化対策・子育て支援をすすめるため、幅広い分野の、多岐にわたる事業が含まれています。

「八戸市 次世代育成支援に関するニーズ調査」等における意見を踏まえ、「重点推進項目」を定めました。



基本方針 1 地域における子育ての支援

《基本施策》 ア 地域における子育て支援サービスの充実

(ア) 居宅における子育て支援事業

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
1	ファミリーサポートセンター事業	育児・介護等の手助けを受けたい人と手助けをしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う事業	設置箇所数 活動件数	1 箇所 1,165 件 ※平成 20 年度	1 箇所 1,170 件	子ども家庭課
2	妊産婦・新生児等への家庭訪問 (こんにちは赤ちゃん事業を含む)	妊娠・分娩・産後の健康管理と子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、健康の保持増進を図る事業	全乳児に対する保健指導率	91.6% (1,761 人) ※平成 20 年度	100%	健康増進課 南郷保健センター

(イ) 保育所等の施設における子育て支援事業

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
3	病児・病後児保育事業	病児保育については、児童が病気の回復期に至らない状態で当面の症状の急変が認められない場合、病後児保育については、児童が病気の回復期であるが集団保育が困難な場合、専用スペースで一時的に保育する事業	実施箇所数 のべ利用者数	病児・病後児 各 1 箇所 800 人	病児・病後児 各 3 箇所 2,400 人	子ども家庭課
4	一時預かり事業	保育所を利用していない家庭で、保護者の就労、疾病、介護等、私的理由により、一時的に保育が困難となった児童を保育所等で一時的に預かる事業	実施箇所数 利用日数	20 箇所 14,300 日	23 箇所 16,400 日	子ども家庭課
5	休日保育事業	保育所に入所中の児童を対象に、保護者の就労形態により、休日に保育を要する児童に保育を行う事業	実施箇所数 利用人数	9 箇所 150 人	10 箇所 170 人	子ども家庭課
6	認可外保育施設助成事業	認可外保育施設に職員、児童の健康診断費および保育材料費を助成し、また、児童の保護者に対しては、第 3 子以降の児童および乳児の保育料の一部を助成し児童福祉の増進と健全な育成を図る事業	実施箇所数	15 箇所 ※平成 20 年度	20 箇所	子ども家庭課
7	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に当該児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業	実施箇所数 (利用人数) (利用日数)	1 箇所 (2 人) (5 日) ※平成 20 年度	1 箇所	子ども家庭課

8	放課後児童健全育成事業 (仲良しクラブ)	放課後に、保護者が就労等の事情により家庭にいないおおむね10歳未満の児童を対象とし、適切な遊びの場および生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図る事業	設置箇所数 登録児童数	32箇所 1,250人	50箇所 1,760人	子ども家庭課
---	-------------------------	---	----------------	----------------	----------------	--------

(ウ) 地域の児童の養育に関する情報の提供および助言を行う事業

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
9	ファミリーサポートセンター事業	再掲1				子ども家庭課
10	地域子育て支援拠点事業	親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する情報提供を行うほか、育児相談や子育て支援に関する講習等を行うなど、子育て支援機能の充実を図る事業	設置箇所数 利用者数	16箇所 13,562人 ※平成20年度	16箇所 13,562人	子ども家庭課
11	子育てつどいの広場	親子が気軽に集い、さまざまな遊びや体験を通じて相互に交流を図る場を提供し、子育てに関する相談・助言、情報の提供その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て支援に関わる個人・団体の多様な活動、交流の拠点として、相互の協力・連携により、地域全体の子育て力を高める事業	利用者数	平成22年度 実施予定	継続	子ども家庭課
12	家庭相談事業	家庭におけるさまざまな悩み事や児童に関する非行、いじめ、虐待などの問題の相談に応じ、助言・指導を行う事業	相談件数	125件 ※平成20年度	継続	子ども家庭課
13	子育てサロン支援事業	地域の子育て家庭の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場を提供する	利用者数	4,220人 ※平成20年度	4,220人	子ども家庭課
14	教育相談・適応指導教室事業	市民・教職員・幼児児童生徒・障害のある子等の相談に関して、電話・来所の相談に対応するほか、不適応児童生徒への指導・援助を行う事業	相談件数	653件 ※平成20年度	継続	総合教育センター
15	民生委員児童委員・主任児童委員活動事業	地域福祉・児童福祉の向上のため、相談・助言や、情報提供、関係機関との連絡調整等の活動を実施	委員人数	509人	509人	健康福祉政策課

(エ) 子育て支援事業に関する情報の提供

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
16	地域子育て支援拠点事業	再掲10				子ども家庭課
17	子育てつどいの広場	再掲11				子ども家庭課

18	子育て情報誌の作成	子育てに関する情報を掲載した冊子を作成する事業	作成部数	4,300部 ※平成19年度在庫がなくなり次第作成	継続	子ども家庭課
19	子育て支援関連図書充実と情報の提供	子育て支援のため、図書等の充実を図るとともに、子育てに関連する図書等の展示、ブックリストの作成を行うなど情報の提供を行う事業	蔵書数	2,258冊	3,000冊	図書館

《基本施策》 イ 保育サービスの充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
20	認可保育所整備事業	耐震化等による入所児童の環境改善および多様なニーズに対応した施設の機能強化を図るため、老朽施設の改善を促進する事業	整備施設数	1箇所	継続	子ども家庭課
21	延長保育事業	就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、保育所に入所している児童で、11時間を超えて保育を必要とする児童を保育する事業	実施箇所数 利用者数	68箇所 1,918人	68箇所 2,578人	子ども家庭課
22	休日保育事業	再掲5				子ども家庭課
23	産休・育休明け入所予約制度	産休・育休明けに職場復帰することが確実な世帯に対し、出産前・育児休業中の入所予約を実施する制度	利用者数	220人 ※平成20年度	継続	子ども家庭課
24	軽・中程度障害児保育事業	保育に欠ける軽・中程度の障害児を保育所に入所させ、健常児とともに集団保育を行うことで、健全な社会性の成長発達を促進する事業	実施箇所数	11箇所 ※平成20年度	15箇所	子ども家庭課
25	保育所地域活動事業	老人福祉施設訪問などの世代間交流や、地域における異年齢児交流等の地域活動事業を推進することで、保育所の持つ専門的機能を地域において活用する事業	地域活動事業実施箇所数	53箇所	55箇所	子ども家庭課
26	認可外保育施設助成事業	再掲6				子ども家庭課
27	保育所の適正配置	地域の特性や児童数の動向、保育需要を踏まえ、必要に応じて定員の変更や施設の新設を検討し、保育所の適正配置を図る事業		実施	継続	子ども家庭課

《基本施策》 ウ 子育て支援のネットワークづくり

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
28	子育て広場の開放	親子のふれあいや子育てについて、個人やサークルが気軽に学習・情報交換・仲間づくりなどに利用する広場の充実を図る事業。 福祉公民館内で、休館日以外 9時～17時 開放	利用者数	4,300人	4,300人	健康福祉政策課
29	地域子育て支援拠点事業	再掲 10				子ども家庭課
30	子育てつどいの広場	再掲 11				子ども家庭課
31	子育て情報誌の作成	再掲 18				子ども家庭課
32	次世代育成ネットワーク事業	地域 SNS（はちみ一つ）を活用し、子育て支援団体間の連携、交流を図るため、団体相互の活動状況に関する情報交換会を適宜開催する事業	開催回数 参加者数	いちご煮 クラブ アクセス数 1日平均40件	いちご煮 クラブ アクセス数 1日平均60件	子ども家庭課

《基本施策》 エ 児童健全育成

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
33	放課後児童健全育成事業 (仲良しクラブ)	再掲 8				子ども家庭課
34	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する事業	設置箇所数 のべ利用人数	15箇所 306,593人 ※平成20年度	15箇所 307,000人	子ども家庭課
35	児童館母親クラブ活動事業	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民による、親子および世代間交流・児童の事故防止活動等、児童福祉向上に寄与する活動を行う事業	設置箇所数 登録人数	15箇所 1,541人	15箇所 1,550人	子ども家庭課
36	放課後子ども教室推進事業	子どもたちが、放課後や週末等に小学校区内の施設を利用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、地域住民との交流活動等ができる「放課後子ども教室」を開設・運営し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努める事業	実施地区数 (参加者数)	6地区 (10,706人) ※平成20年度	6地区	社会教育課

37	民生委員児童委員・主任児童委員活動事業	再掲 15				健康福祉政策課
38	社会的ひきこもりケース会議 (八戸市虐待等対策ネットワーク会議)	社会的ひきこもりについて、関係団体が相互に連絡を取りながら協議・検討する事業	開催回数	1回 ※平成20年度	継続	健康増進課
39	さわやか 八戸グッジョブ・ウィーク事業	豊かな感性や創造性を育て、自らの生き方を見つめなおすことを目的とし、中学2年生を対象に、原則として5日間の勤労生産活動や職場体験活動等の体験活動を実施する事業	実施中学校	25/26校	26/26校	教育指導課
40	少年相談センター活動	青少年を非行から守るため、街頭指導、少年指導員研修会、少年相談、社会環境調査、広報誌の発行を行う事業	実施回数	420回	420回	教育指導課
41	さわやか 八戸あいさつ運動	各学校でのあいさつ運動や地区ごとの啓発活動を推進するとともに、市民全体のあいさつ運動となるよう関係団体と連携し、啓発活動に努める事業		実施	継続	教育指導課
42	青少年の地域活動	ボランティアの活動を通して、さまざまな地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深める事業	派遣行事数	40行事	40行事	教育指導課
43	児童手当支給事業	児童を養育している方に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として、手当を支給する事業	支給人数	17,094人 ※平成20年度	継続	子ども家庭課
44	八戸市ラブホテル建築等規制条例の施行	良好な生活環境を維持形成し、青少年の健全育成に資するため、ラブホテルの建築等を規制する制度	審議会開催回数	0回 該当物件がなかったため	継続	建築指導課
45	各種公民館活動	郷土史講座、昔の遊び講座、世代交流講座等、各地域の特性を生かした学習活動を推進し、魅力ある地域づくりができるような講座を実施する事業	実施回数 参加者数	100回 2,200人	120回 2,500人	社会教育課
46	奨学金貸与事業	遺児を含む学業成績が優秀で、経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して学費を貸与する事業	新規貸与者数	54人	56人	学校教育課
47	就学援助	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由で就学困難な児童・生徒に対し学用品費等を援助する事業	対象児童・生徒支給率 (認定人数)	100% (3,305人) ※平成20年度	100%	学校教育課

基本方針 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

《基本方針》 ア 子どもや母親の健康の確保

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
48	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付	交付人数	1,951人 ※平成20年度	継続	健康増進課 南郷保健センター
49	乳幼児はつらつ育成事業	乳幼児が医療を受けた場合の医療費の一部負担金を助成し、乳幼児の健康の維持および増進を図る事業	資格者数	8,884人 ※平成20年度	継続	子ども家庭課
50	地区における健康教室等	知識の普及を図り、母性並びに乳児および幼児等の健康の保持増進や社会全体で育児する環境づくりができるように支援する事業	開催回数 (参加者数)	76回 (3,384人) ※平成20年度	76回	健康増進課 南郷保健センター
51	両親学級	子どもを迎えるための心の準備、親の役割について夫婦で共に学び考え、協力して子育てができるように支援する事業	開催回数 (参加者数)	6回 (314人) ※平成20年度	6回	健康増進課
52	こども健康づくり講座	健康に関する正しい知識と歯科保健を学ぶことにより、安心して、子育てができるように支援する事業	開催回数 (参加者数)	8回 (161人) ※平成20年度	8回	健康増進課
53	赤ちゃん・よちよち健康相談	乳幼児が心身共に健やかに育つための支援をするとともに、親の育児不安を軽減し、安心して子育てができるように支援する事業	開催回数 (参加者数)	79回 (2,112人) ※平成20年度	79回	健康増進課 南郷保健センター
54	幼児相談	1歳6か月児健診等において、心身の発達に遅れや問題があり、継続した支援が必要な子どもとその親に対し、育児不安の解消と子どもの発達に応じた適切な対応ができるように支援する事業	実施回数 (相談件数)	12回 (119件) ※平成20年度	12回	健康増進課
55	3歳児相談	3歳児健診等において、心身の発達に遅れや問題があり、継続した支援が必要な子どもとその親に対し、育児不安の解消と子どもの発達に応じた適切な対応ができるように支援する事業	実施回数 (相談件数)	12回 (87件) ※平成20年度	12回	健康増進課
56	電話相談	健康や子育てについて個別の相談に応じ、不安や悩みが解消できるように支援する事業。月～金(土日祝除く) 9時～16時 随時実施	実施回数 (相談件数)	142回 (272件) ※平成20年度	継続	健康増進課
57	マタニティ健康相談	妊娠中、健康に過ごし、安心して出産ができるように支援する事業	相談件数	1,890件 ※平成20年度	継続	健康増進課 南郷保健センター
58	妊婦委託健康診査	妊娠中に起こりやすい疾病を早期に発見し、安全な出産ができるように健康の保持増進を図る事業	健診受診率	99% (1,866人) ※平成20年度	100%	健康増進課

59	乳児一般委託健康診査	乳児の発育・発達の遅れや病気を早期発見・早期治療をし、健康の保持増進を図る事業	健診受診率	81.1% (1,687人) ※平成20年度	90%	健康増進課
60	先天性股関節脱臼検診	生後90～120日の乳児を対象に、問診、触診、X線直接撮影により、異常の早期発見・早期治療をし、健康の保持増進を図る事業	健診受診率	91.5% (1,778人) ※平成20年度	95%	健康増進課
61	1歳6か月児健康診査及び精密健康診査	1歳7か月児を対象に、心身の発育・発達の遅れや問題および疾病の早期発見・早期治療により、健康の保持増進を図り、育児不安や親子の関わり方等について、適切な支援をする事業	健診受診率	98.0% (1,942人) ※平成20年度	100%	健康増進課
62	3歳児健康診査及び精密健康診査	3歳6か月児を対象に、心身の発育・発達の遅れや問題および疾病の早期発見・早期治療により、健康の保持増進を図り、育児不安や親子の関わり方等について、適切な支援をする事業	健診受診率	96.4% (1,904人) ※平成20年度	100%	健康増進課
63	予防接種事業	予防接種法に基づき、予防接種を実施し、公衆衛生の向上および増進を図る事業（種類：ポリオ、麻しん、三種混合、二種混合、風しん、日本脳炎、BCG、麻しん風しん混合）	各種予防接種率（特に麻しん風しん接種Ⅱ期に当たる小学就学前の接種率）	94.8% (2,140人) ※平成20年度	95%	健康増進課
64	ヒブワクチン接種に対する公的助成事業	ヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）による細菌性の髄膜炎等を予防するために、乳幼児を対象にヒブワクチン任意接種費用の一部を助成する事業	予防接種者数	平成22年度 実施予定	継続	健康増進課
65	妊産婦・新生児等への家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業を含む）	再掲2				健康増進課 南郷保健センター

《基本方針》 イ 「食育」の推進

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
66	地区における健康教室等	再掲50				健康増進課 南郷保健センター
67	赤ちゃん・よちよち健康相談	再掲53				健康増進課 南郷保健センター
68	「手づくり弁当の日」の実施	小・中学校において、親子のふれあいや家族の絆を深め、家庭における教育力の向上を図ることを目的とし、食の大切さを見直す事業	「手づくり弁当の日」実施回数	3回	3回	学校教育課
69	栄養改善事業	妊産婦、乳幼児およびその親を対象に、個別相談や集団指導で、離乳食指導や栄養指導を行い、健康増進と栄養および食生活の支援を図る事業	実施回数	274回 ※平成20年度	274回	健康増進課

70	学校給食実践発表会の開催	学校給食に関する情報交換を行い、健康教育の充実を図ることを目的とし、発表会を保護者および地域のより多くの人々から参観していただくことにより、児童生徒の食生活と健康への関心を一層高めるとともに、学校と家庭・地域が連携し「食」を考え、学校給食の充実と食教育の推進に努める事業	開催回数	1回	1回	学校教育課
71	児童生徒給食活動発表会の開催	児童生徒の心身の健全な発達をめざし、魅力ある学校給食活動の充実とその指導、管理運営の向上を図ることを目的とし、発表会を通して児童生徒が食に関心を持ち、自ら食に関する問題を積極的に取り組んで、自分の健康は自分で守れるよう自己管理能力の育成に努める事業	開催回数	1回	1回	学校教育課
72	すくすく離乳食教室	乳幼児期からの健全な食習慣の確立のために適切な情報を提供すると共に、家庭における食育を支援する事業	開催回数 (参加者数)	12回 (525人) ※平成20年度	12回	健康増進課

《基本方針》 ウ 思春期保健対策の充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
73	いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業	中学校において、生徒が自己の性に関する認識をより確かなものにするために、医師が中学校に赴いて講演や授業をしたり、専門医がカウンセリングを実施したり、沐浴実習をしたりして、性にかかわる諸問題に対して適切に判断し対処できる資質や能力を育成する事業	実施学校数	26 中学校	26 中学校	教育指導課

《基本施策》 エ 小児医療の充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
74	予防接種事業	再掲 63				健康増進課
75	ヒブワクチン接種に対する公的助成事業	再掲 64				健康増進課
76	休日又は夜間の救急医療体制の確保	休日又は夜間における急病患者のため、在宅当番医か休日夜間診療所のいずれかに小児科医を確保する事業	確保日数	365日	365日	健康福祉政策課

基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

《基本施策》 ア 次代の親の育成

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
77	両親学級	再掲 51				健康増進課
78	いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業	再掲 73				教育指導課
79	仕事と家庭両立推進のための情報提供・啓発活動	市の広報誌への掲載やポスター掲示等の方法により、仕事と家庭の両立を支援する国等の各種制度の情報提供及び「働き方の見直し」に関する労働者、事業主等の意識改革の促進（フレールーネット事業、再就職準備セミナー等の周知。仕事と家庭を考える月間、ゆとり創造月間等の広報）	啓発等回数	広報紙への掲載 1 回、ポスター掲示 2 回 ※平成 20 年度	継続	商工労政課 男女参画国際課
80	情報誌やパンフレット等による広報・啓発	広く市民に理解してもらうために、男女共同参画に関する情報誌や、周知啓発用パンフレット等を発行し、意識の醸成を図る	発行回数 発行部数	年 2 回 各 8,000 部	年 2 回 各 8,000 部	男女参画国際課

《基本施策》 イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

(ア) 幼児教育の充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
81	私立幼稚園補助事業	私立幼稚園が行う幼児教育の振興事業に要する経費について、補助金を交付する事業	補助金受給率 (交付園数)	100% (23 園)	100%	学校教育課
82	幼稚園就園奨励事業	幼稚園の振興に資するため、幼稚園の設置者が幼稚園に在園する園児が属する世帯の所得に応じて、保育料等を減免する場合に、国から 1/3 の補助を得て補助金を交付する事業	対象園児への補助 (減免) 率	100%	100%	学校教育課
83	第 3 子保育料軽減事業	幼稚園の設置者が、幼稚園に在園する第 3 子以降の園児の保育料を園児が属する世帯の所得に応じて減免する措置に対して、補助金を交付する事業	対象園児への補助 (減免) 率	100%	100%	学校教育課
84	幼稚園・保育所(園)と小学校の連携推進事業	幼稚園・保育所と小学校の間で円滑な移行や接続を図るため、児童の情報提供等の体制の推進	幼保小連携協議会実施学校数	48 小学校	48 小学校	教育指導課

85	小学校体験入学の実施	幼児と児童が共に活動したり体験したりすることで、自立心や思いやりの心を育てる事業	実施学校数	48 小学校	48 小学校	教育指導課
86	プラネタリウム 幼児投影番組	幼児・児童の情操の発育の手助けとして、希望に応じ、季節にあわせて生解説で、プラネタリウムの幼児投影番組を実施	目標利用団体率 利用団体数	60% 56 園	70% 67 園	児童科学館
87	教育公開講座 (研修講座)	子どもたちの未来をはぐくむために、幼児期からの心の教育のあり方を、家庭、地域社会、学校、関係機関が連携・協力して取り組むために、共に学び合う研修講座	教育公開講座開催回数 受講人数	1 回 48 人	2 回 60 人	総合教育センター
88	学校訪問 (計画訪問)	各学校における教育課題解決状況の把握と授業改善に資するための、支援・指導の実施	実施学校数	全 74 小・中学校	全 74 小・中学校	教育指導課

(イ) 確かな学力の向上

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
89	学力実態調査	小・中学校の学力の実態を把握し、課題を明らかにするための調査の実施(対象：小学校 5・6 年生、中学校全学年)	実施学校数	全 74 小・中学校	全 74 小・中学校	教育指導課
90	小中ジョイント・スクール	小学校と中学校のなめらかな継続のために、学校ならびに学校区の課題について実践活動を柱にした研究を行う事業	実施学校区	全中学校区	全中学校区	教育指導課
91	教科等研究委員	市の学校教育課題や学力実態調査に基づく対策等の研究を、教科ごとに行う事業		実施	継続	総合教育センター
92	学習用パソコン整備事業	高度情報通信社会に対応した情報教育を充実させるため、コンピュータ室に児童生徒 1 人に 1 台を目標として整備するとともに、コンピュータ室以外の普通教室、その他特別教室への整備を進める事業	コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	13.3 人/台	3.6 人/台	総合教育センター
93	インターネットを利用した国際理解教育の推進	高度情報化の到来に伴い、小・中学校においてもパソコンをインターネットに接続するなど教育の情報化が進んでいることから、パソコンを利用した国際理解教育を推進する事業		実施	継続	総合教育センター
94	外国語指導助手等の積極的な活用による英語教育の推進(外国語指導研修事業)	外国語指導助手の積極的な活用を通して、中学生の英語力育成を図るとともに、英語科担当教員の指導力の向上を図り、小・中学校における国際理解教育を一層推進する事業	ALT の人数	9 人	12 名	総合教育センター

(ウ) 豊かな心の育成

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
95	いじめ等の問題に関する対話集会	児童・生徒が自らからのいじめ等の問題に関する話題について話し合い、未然に防止する方法や思いやりに満ちた児童・生徒の育成を図る事業	対話集会実施回数	1 回	1 回	教育指導課
96	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを調査研究校に配置し、いじめや不登校問題行動等について児童生徒および保護者とカウンセリングを行うとともに、教職員の教育相談にかかる研修の充実をはかる事業	配置又は派遣校数	14 中学校 8 小学校	14 中学校 8 小学校	教育指導課
97	心の教室相談員活用調査研究事業	生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となりうる「心の教室相談員」を研究調査校に配置し、心のゆとりをもてるような環境づくりを行う事業（スクールカウンセラー配置校および小規模校を除いて実施）	相談員配置学校数	9 中学校	9 中学校	教育指導課
98	読み聞かせ	幼児・児童の豊かな情操力を育むとともに、児童生徒が休休を有意義に過ごせるよう、ボランティアと協力して支援する事業	参加者数 南郷図書館参加者数	1,591 人 250 人	1,697 人 300 人	図書館 南郷図書館 (平成 21 年度から指定管理者へ移行)
99	博物館クラブ	小中学生の親子を対象に、実験や試行錯誤を含めた「考える」・「体験学習の充実」を目的に、考古・歴史・民俗の各分野における講座実施回数	考古・歴史・民俗の各分野における講座実施回数	10 講座 12 回	10 講座 12 回	博物館
100	土曜日体験教室	縄文時代の技術や暮らしについて、体験を通して学ぶ事業	開催回数	11 回	11 回	博物館 (縄文学習館)
101	夏休み考古学教室	出土品の観察や体験学習を通して、縄文時代の暮らしについて学ぶ事業	開催回数	4 回	4 回	博物館 (縄文学習館)
102	中高生のためのボランティア養成講座	縄文文化に興味をもつ中学生・高校生のための講座を開催し、具体的な事例を通してより深く学び、学んだ成果をボランティア活動に生かしていく事業	開催回数	3 回	3 回	博物館 (縄文学習館)
103	講師派遣	学校・公民館などへ、縄文文化を学ぶための体験学習・講義のために講師（ボランティア・学芸員）を派遣する事業	開催回数	17 回	17 回	博物館 (縄文学習館)
104	根城おもしろ講座	一般・小中学生の親子を対象に、根城の広場と史跡を積極的に活用した体験学習と講演会を組み合わせた講座を開催	開催回数	10 回	10 回	博物館（史跡根城の広場指定管理者）

105	「心のノート」活用の推進	道徳教育の充実を図るため、文部科学省から全国すべての小・中学校に対して配布された「心のノート」の、各学校での効果的な活用の呼びかけ		実施	継続	教育指導課
106	郷土に対する理解と誇りを養う伝統文化教育の推進	「総合的な学習の時間」や外国語指導助手等の活用により、諸外国に対する関心や理解とともに、自国の文化と伝統に対する関心や郷土に対する理解と愛着を深める教育の推進		実施	継続	総合教育センター
107	学校飼育動物ネットワーク支援事業	小学校および小学校と併置の幼稚園を対象に、学校獣医師と連携して、幼児児童と学校飼育動物との「ふれあい指導」と適正飼育指導を行う事業	実施園・校数	48園・校 (47小学校、豊崎幼稚園・小学校)	48園・校	教育指導課
108	美術館創作講座	「美術」への関心を高めるため、創作講座を開催	開催回数	5回	5回	博物館 (美術館)
109	芸術・文化活動の支援事業	平成元年結成された市内小・中・高校の児童・生徒を団員とする「八戸ジュニア・オーケストラ」の育成および音楽活動の支援等を行う事業	定期演奏会補助額	200千円	200千円	文化スポーツ振興課
110	南部藩ゆかりの都市との交流	小学校6年生を対象に、岩手県遠野市への派遣・受入れなど、南部藩ゆかりの都市との交流を通じ、「ふるさと」を愛する心をはぐくみ、青少年の健全育成を図る事業	派遣回数 (派遣人数)	1回 (47人) ※平成20年度	1回	教育指導課
111	青少年海外派遣	青少年を海外へ派遣し、訪問国の歴史、文化教育等の視察や青少年との交流を通じて、諸外国の伝統・文化等に対する理解を深める教育を推進する事業(訪問国:中国・米国・ニューカレドニア)	派遣回数 (派遣人数)	1回 (26人) ※平成20年度	1回	教育指導課
112	青少年のための科学の祭典	一人でも多くの青少年に自然科学の面白さを体験してもらうことを目的に、科学の祭典を開催	開催回数 入場者数	1回 4,200人	1回 5,000人	児童科学館
113	環境・エネルギー教育の充実	人間と環境・エネルギーのかかわりについての理解と認識を深め、環境保全に対して責任ある行動がとれる力を身に付けるため、環境を大切にす態度や能力を育てる教育の推進		実施	継続	教育指導課 総合教育センター
114	教職員に対する啓発講座	教職員を対象にした男女共同参画意識啓発講座を開催	小・中学校参加率	16.2%(12校/74校)	31.1%(23校/74校)	男女参画国際課
115	児童図書の充実と活用促進	乳幼児・児童の情操力を育み知識を深めるため、乳幼児・児童向けの図書の充実を図り、活用を促進する事業	貸出冊数	149,854冊	151,074冊	図書館

(エ) 健やかな体の育成

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
116	よい歯のコンクール	八戸市学校歯科医会との共催により、各小・中学校長が推薦するよい歯の代表児童・生徒のコンクールを開催し、学校歯科保健に関する意識の高揚と積極的な取り組みへのきっかけの場とする事業	DMF 指数 (むし歯総本数÷全児童生徒数)	小学校 0.56 中学校 2.04 ※平成 20 年度	小学校 0.53 中学校 2.00	学校教育課
117	「八戸市児童生徒の健康と体力」発刊	八戸市児童生徒の健康と体力の現状を把握し、学校保健・健康教育の充実を図るため、当該年度実施した健康診断、環境衛生検査、体力テスト等の結果および考察した内容を編集した冊子を発刊	満足度アンケートで「満足」と回答した割合	97.6% ※平成 20 年度	100%	学校教育課
118	児童生徒・教職員健康診断	児童・生徒および教職員の健康診断受診と、疾病の予防措置、治療の指示、運動・作業および勤務を軽減する等の適切な措置の実施	実施学校数	全 74 小・中学校 ※平成 20 年度	全 74 小・中学校	学校教育課
119	スポーツ少年大会への支援	市内スポーツ少年団対抗で行われるスポーツ少年大会の運営費補助	スポーツ少年大会運営費補助額	180 千円	180 千円	文化スポーツ振興課
120	長根スケートリンク土曜日等無料開放	スケート競技者の底辺拡大および一層のスケート競技の普及、振興を図るため、リンク開場期間の毎週土曜日や開場日など(大会開催時等除く)に無料で一般開放	利用者数	16,471 人	16,000 人	文化スポーツ振興課
121	親子スケート教室	スケート競技の普及のため親子を対象としたスケート教室を開催	参加者数	101 人	100 人	文化スポーツ振興課

(オ) 信頼される学校づくり

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
122	学校図書館用図書整備事業	学校図書館における図書充足率を向上させるために、計画的に図書を購入する。また、各学校間で連携しながら購入することにより、学校図書館資源共有型ネットワーク事業との相乗効果を図る	図書充足率	小学校 74.5% 中学校 74.0%	小学校 78.0% 中学校 78.0%	教育指導課
123	学校図書館ネットワーク事業	学校図書館を活用した教育の推進および必要な図書の学校を越えた共有の促進等を図るため、蔵書情報のデータベース化および学校図書館をネットワーク化した蔵書等の共同利用化を行う事業	システムの活用・充実校	小・中 73 校	小・中 73 校	教育指導課

124	学校評議員制度	保護者や地域の意見を幅広く聞くことにより、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域との連携協力しながら特色ある教育活動が展開できるよう学校評議員を設置	対象校の設置率	100%	100%	学校教育課
125	学校訪問	市教育委員会の学校教育指導方針に基づき、学校経営の実情と問題点を把握し、その適正化を図る目的で、5月から11月にかけて実施	実施学校数	全74小・中学校 ※平成20年度	全74小・中学校	学校教育課
126	余裕教室の活用	最近の児童生徒数の減少により発生した余裕教室を、個別学習指導室や特別活動室等に転用し十分に活用する	実施学校数	全74小・中学校	全74小・中学校	教育総務課
127	校舎・屋内運動場 新增改築事業	児童生徒数が増加している地区において、新たな校舎・屋内運動場の新築や増築をするとともに、老朽化の激しい校舎・屋内運動場を改築する事業。現在は、耐震化事業の中で実施しているが、耐震化事業終了後は、単独の事業として計画を進める	実施件数	0件 ※平成20年度 該当物件が なかったため	継続	教育総務課
128	学校施設営繕修繕等事業	市の財政事情から全ての要望に対応することは困難ではあるが、学校施設設備の老朽化の程度に応じ、その緊急性・重要性に配慮し、順次営繕修繕等を実施する	実施件数	270件 ※平成20年度	継続	教育総務課
129	教材の制作・貸出し	教材センターとして本市と近隣の町村で三八視聴覚教育協議会を構成し、教材作成および効率よい教材の購入と、活用を推進	貸し出し数	700本	750本	児童科学館
130	学校施設耐震化事業	学校施設は児童生徒の生活の場であると同時に災害時における児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民等の応急避難場所となるなど防災の拠点となることから、既に終了または実施中の耐震診断の結果を踏まえ、耐震設計・耐震化工事を進める	耐震化率 (実施棟数 /対象棟数)	48.8%	100%	教育総務課

《基本施策》 ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育への支援の充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
131	子育て支援関連 図書の充実と情 報の提供	再掲 19				図書館
132	家庭教育学級の 実施	子どもが本来持っている「生きる 力」を育むため、親子お話し会、 子ども映画会、ファミリーコンサ ート等の親子で学習する機会の 充実	実施回数 参加者数	528 回 17,000 人	550 回 18,500 人	社会教育課
133	家庭教育研修会	家庭教育や子育てに関する専門 家を講師に招き、一般市民や子育 て支援団体のサークルの指導者 を対象に研修会を開催するとと もに、参加者同士の意見交換の場 を提供する事業	実施回数 参加者数	3 回 789 人	継続	社会教育課
134	親子パソコン教 室	青少年の情報リテラシー(情報機 器を利用して、膨大な情報の中か ら必要な情報を抜き出し活用す る能力)向上のための、「親子パ ソコン教室」を開催	開催回数 受講者数	3 回 30 人	3 回 30 人	児童科学館
135	映像利用学習会	家庭の教育力の充実を図るため、 映像を利用した家庭教育を考え る機会の充実	開催回数 参加者数	10 回 260 人	10 回 300 人	児童科学館
136	子育て・親育ち講 座の実施	多くの親が集まる機会を活用し、 幼保、小中学校で家庭教育に関す る講座を実施する事業	実施回数 (実施園・校数)	9 回 (12 園・校) ※平成20年度	継続	社会教育課

(イ) 地域の教育力の向上

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
137	保育所地域活動 事業	再掲 25				子ども家庭課
138	学校・公民館・地 域の連携・融合事 業	学校と地域社会が連携した体験 学習(公民館クラブ体験講座、生 活技術体験講座、自然観察講座 等)を実施し、子どもたちが地域 に親しみ、子どもたちを地域で育 む諸事業を推進	実施回数 参加者数	180 回 7,000 人	200 回 7,500 人	社会教育課
139	さわやか 八戸 グッジョブ・ウィ ーク事業	再掲 39				教育指導課
140	さわやか 八戸 あいさつ運動	再掲 41				教育指導課
141	青少年の地域活 動	再掲 42				教育指導課

142	教育支援ボランティア推進事業	優れた知識や技能を有し、かつ、学校および地域の教育活動に携わるに相応しい熱意と見識を有する人材を登録する人材バンクを開設し、その人材を市内の小・中学校および社会教育施設など地域における教育活動に活用する	活動件数 (登録者数)	172件 (個人178人、 団体4団体) ※平成20年度	150件	社会教育課
-----	----------------	---	----------------	---------------------------------------	------	-------

《基本施策》 エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)	課名
143	少年相談センター活動	再掲 40				教育指導課
144	八戸市ラブホテル建築等規制条例の施行	再掲 44				建築指導課



基本方針 4 子育てを支援する生活環境の整備

《基本施策》 ア 良質な住宅の確保

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
145	八戸市市営住宅ストック総合活用計画	八戸市市営住宅の既設団地について、老朽化に対応した建替え、改善などの適切な維持管理を図り、各種世帯に対応した住宅の確保と住環境の整備を行う事業	建替・改善件数	8 件	継続	建築住宅課
146	市営住宅における多子世帯等の優先入居制度	市で公募する住宅には、団地毎に団地の位置、入居者の世帯等を考慮して優先入居住宅を設定し、多子世帯その他を含めた対象世帯の住環境を支援する制度	多子世帯等の優先入居住宅設定割合	(団地毎)公募戸数の 3割程度	(団地毎)公募戸数の 3割程度	建築住宅課

《基本施策》 イ 良好な居住環境の確保

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
147	公園整備事業 (こどもの国・子ども交流館を含む)	「八戸市緑の基本計画」で設定した 20 年後(平成 35 年)の緑の確保目標量である、市民一人当たりの都市公園面積 16.0 m ² /人を目指し、防犯面に配慮したユニバーサルデザインによる公園整備を推進し、生活環境の充実を図る事業	市民一人当たりの都市公園面積	9.96 m ² /人	12.11 m ² /人	公園緑地課
148	「緑と花」花壇コンクール	緑と花に囲まれた住み良い生活環境を作ることを目的に、団体・個人 2 つの部でコンクールを開催	開催回数	1 回	1 回	公園緑地課
149	「緑と花」作文・図画コンクール	緑化思想の普及を図り、緑と花に囲まれた住み良い生活環境をつくることを目的に、作文・図画コンクールを開催	開催回数	1 回	1 回	公園緑地課
150	学校緑化	生徒・教師・PTA、地域住民でワークショップを開催し、樹木・植栽場所を決定し、地域の中心であり、シンボルである小・中学校を緑化する事業	実施学校数	1 校	継続	公園緑地課
151	公共公益施設の緑化推進	道路・学校等の整備・建築時に、緑化を推進するよう啓発を行う事業		実施	継続	公園緑地課
152	市営住宅のシックハウス対策及び 24 時間換気システムの導入	室内環境に悪影響を及ぼすおそれがある建築資材の使用制限および換気システムの導入	新築・建替に導入戸数	11 戸	45 戸	建築住宅課

《基本施策》 ウ 安全な道路交通環境の整備

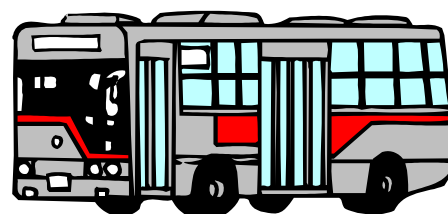
	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
153	六日町地区くらしのみちゾーン形成事業	六日町地区は既存市街地のため、歩道が狭く、段差・電柱などにより歩行の障害となっており、さらに電力・NTTの架空線により、街の景観が損なわれていることから、電線を地中化して架空線をなくし、歩道を拡幅したうえ、バリアフリー化への整備を図る事業	地区内の道路整備延長	L=390m	L=1,300m	道路建設課

《基本施策》 エ 安心して外出できる環境の整備

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
154	公共施設のバリアフリーの推進	青森県福祉のまちづくり条例に基づく、全ての人が安全で円滑に利用できるような公共施設（2,000㎡以上）の整備の推進	実施設数	22 施設 ※平成 20 年度	継続	建築指導課
155	低床バスの導入	乗り降りのしやすい、低床バスの普及促進	導入台数	21 台	71 台	交通部

《基本施策》 オ 安全・安心まちづくりの推進等

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
156	街路灯・防犯灯の整備	街路灯・防犯灯の整備	設置基数	324 基 ※平成 20 年度	継続	道路維持課
157	都市公園の公園灯の整備・管理	都市公園の公園灯の整備・管理	整備・修理基数	50 基(修理) ※平成 20 年度	継続	公園緑地課



基本方針 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

《基本施策》 ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
158	講演会等の啓発事業	男女共同参画に関する基調講演等を通して、男女共同参画について考える機会を市民に提供する	開催回数 参加者数	1 回 300 人	1 回 300 人	男女参画国際課
159	仕事と家庭両立推進のための情報提供・啓発活動	再掲 79				商工労政課 男女参画国際課
160	情報誌やパンフレット等による広報・啓発	再掲 80				男女参画国際課
161	男女共同参画支援事業	男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、各方面の支援講座を実施する	受講者数	1 回あたり 20 人	1 回あたり 20 人	男女参画国際課

《基本施策》 イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
162	ファミリーサポートセンター事業	再掲 1				子ども家庭課
163	病児・病後児保育事業	再掲 3				子ども家庭課
164	一時預かり事業	再掲 4				子ども家庭課
165	休日保育事業	再掲 5				子ども家庭課
166	認可外保育施設助成事業	再掲 6				子ども家庭課
167	放課後児童健全育成事業 (仲良しクラブ)	再掲 8				子ども家庭課
168	認可保育所整備事業	再掲 20				子ども家庭課
169	延長保育事業	再掲 21				子ども家庭課
170	軽・中程度障害児保育事業	再掲 24				子ども家庭課
171	保育所の適正配置	再掲 27				子ども家庭課
172	児童館運営事業	再掲 34				子ども家庭課
173	放課後子ども教室推進事業	再掲 36				社会教育課
174	仕事と家庭両立推進のための情報提供・啓発活動	再掲 79				商工労政課 男女参画国際課

基本方針 6 子ども等の安全の確保

《基本施策》 ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
175	交通安全運動推進事業	事業の一環として、園児・児童等を交通事故から守るため、市内幼稚園・保育所や学校を対象として、八戸警察署と連携のもと、交通安全教室を実施する事業	交通安全教室実施回数	24 回 ※平成 20 年度	30 回	防災安全推進室
176	交通安全運動街頭広報活動	交通安全運動期間中(春・夏・秋・冬)街頭において歩行者・ドライバーに対し、チラシ等を配り交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図る事業	広報活動参加人数	950 人 ※平成 20 年度	1,200 人	防災安全推進室
177	夏休み交通安全教室	全市内の子どもおよび保護者等を対象に、早朝交通安全教室童話会(森のおとぎ会)の会場において、特に夏休み期間中の交通安全を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図る事業	開催回数	1 回	1 回	防災安全推進室
178	新入学児童交通安全対策	新入学児童に対して、黄色い安全帽を配付および交通災害共済の掛け金を負担し、交通安全意識の高揚を図る事業	安全帽配付率および災害共済掛け金の負担率	100%	100%	防災安全推進室
179	交通安全ふれあい広場	八戸公園内に交通安全ふれあい広場を開設し、模擬道路で実践を通しての交通安全指導を行い、交通安全意識の普及、高揚を図る事業	ふれあい広場利用人数	21,000 人	22,000 人	防災安全推進室
180	交通安全行動の推進	交通安全ビデオやタスキ・横断幕等を積極的に学校等、市民に貸出し、市民の自発的な交通安全活動を推進する事業	貸出回数	25 回(ビデオ 21 回、横断幕 3 回、のぼり旗 1 回)	継続	防災安全推進室
181	ストップマーク配布事業	市内小学校の通学路の交差点に貼ってある、ストップマークが汚損などにより交換を希望する小学校に対し、ストップマークを配布して、児童を交通事故から守ることを目的とする事業	配付枚数	331 枚 ※平成 20 年度	継続	防災安全推進室

《基本方針》 イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
182	八戸地区連合防犯協会への支援	八戸地区連合防犯協会に対し補助金を交付し、犯罪の発生を防止する	犯罪発生件数	2,130 件 ※平成 20 年中	1,920 件	防災安全推進室
183	八戸地区保護司会への支援	八戸地区保護司会に対し補助金を交付し、犯罪の発生件数の 6 割を占める再犯者による犯罪を防止する	犯罪発生件数	2,130 件 ※平成 20 年中	1,920 件	防災安全推進室
184	新入学児童防犯笛配付	新入学児童および転入学の小中学生に対し、身の危険を感じた時などに、周りに助けを求める手段となる、防犯笛を配付	防犯笛配付率	100%	100%	防災安全推進室
185	地域安全・安心マップづくり推進事業	子ども自身が危険な場所を見極める目を養うために、犯罪機会論に基づく「地域安全マップ」を、市内の小学校において、毎年作製する	地域安全マップを作製した市内小学校数	15 校 ※平成 20 年度	48 校	防災安全推進室
186	安全・安心情報システム（ほっとスルメール）	災害や犯罪に強い安全な地域づくりを目的として、緊急情報をはじめ、気象、火災、防犯、交通安全、消費生活などに関する情報を、登録された市民の携帯電話・パソコンに電子メールで知らせる事業	登録者数	7,170 人 ※平成 20 年度	20,000 人	防災安全推進室

《基本方針》 ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
187	婦人相談事業	配偶者からの暴力など女性がかかえるさまざまな問題の相談に応じ、必要な指導・援助を行う事業	相談件数	575 件 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
188	家庭相談事業	再掲 12				子ども家庭課
189	スクールカウンセラー活用事業	再掲 96				教育指導課

基本方針 7 特別な支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組みの推進

《基本方針》 ア 児童虐待防止対策の充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
190	児童虐待対策ケース会議(八戸市虐待等対策ネットワーク会議)	児童に対する虐待問題が発生した場合、関係する機関を参集し、対応策を検討する事業		実施	継続	子ども家庭課
191	児童相談所との連携	児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所との情報交換等連携の推進		実施	継続	子ども家庭課
192	家庭相談事業	再掲 12				子ども家庭課
193	民生委員児童委員・主任児童委員活動事業	再掲 15				健康福祉政策課

《基本方針》 イ ひとり親家庭等の自立支援の推進

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
194	児童扶養手当	児童扶養手当に基づき、父と生計を同じくしていない児童について、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、監護している母、又は養育している人に手当を支給する事業	支給人数	3,062 人 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
195	ひとり親家庭等医療費給付事業	母子・父子家庭等の健康保持と福祉増進を図るため、医療費を助成する事業	資格者数	8,477 人 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
196	遺児入学祝金給付事業	小学校または中学校に入学する遺児と同一生計にある保護者に祝金を支給する事業	給付件数	46 件 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
197	遺児卒業祝金給付事業	中学校を卒業する遺児と同一生計にある保護者に祝金を支給する事業	給付件数	47 件 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
198	遺児弔慰金給付事業	父・母を亡くした義務教育終了前の児童の保護者に弔慰金を支給する事業	給付件数	31 件 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
199	母子寡婦福祉団体助成事業	母子家庭の福祉向上のため、八戸市母子寡婦福祉会に対し、補助金を交付	補助金額	342 千円 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
200	婦人相談事業	再掲 187				子ども家庭課
201	母子自立支援員設置	母子家庭の母等の、自立・就業に必要な情報提供や支援・指導を行う、自立支援員設置	支援員数	1 人	1 人	子ども家庭課
202	母子家庭自立支援教育訓練助成事業	母子家庭の母が自立就労に効果的と認められる講座等を受講した場合、受講料の一部を助成する事業	助成件数	1 件	継続	子ども家庭課

《基本施策》 ウ 障がい児施策の充実

	事業名	事業の概要	指標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	課名
203	就学指導委員会	特別な支援が必要と思われる就学前児童・生徒に対し、就学指導を行う事業	委員会実施回数	8 回	継続	学校教育課
204	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深める交流教育事業	各学校の特殊学級在籍の児童生徒たちの、合同遠足・宿泊学習の実施および県立盲・聾・養護学校の児童生徒との合同文集の発行、合同作品展の実施	実施行事数	4 行事 ※平成 20 年度	4 行事	教育指導課
205	障害の状態等に 応じた個別の教育支援計画の充実	市内全小中学校において、個々のニーズを把握し、個別の指導計画を作成して指導にあたる体制づくりを進め、特別支援教育推進委員会において、個別の教育支援計画の充実を図る事業		実施	継続	教育指導課
206	軽・中程度障害児 保育事業	再掲 24				子ども家庭課
207	居宅介護事業(障害者自立支援法)	障がい児の家庭にホームヘルパーを派遣したり、あるいは外出や通院の付き添いにヘルパーを派遣する事業	利用者数 利用時間	8 人 650 時間/年	8 人 650 時間/年	障がい福祉課
208	児童デイサービス事業(障害者自立支援法)	介護や機能回復、社会適応訓練を行う。入浴や送迎のサービスも行う事業	利用者数 利用日数	171 人 1,333 日/年	188 人 1,500 日/年	障がい福祉課
209	短期入所事業(障害者自立支援法)	家族の疾病等により介護できない場合、一時的に施設に入所する事業	利用者数 利用日数	17 人 350 日/年	100 人 500 日/年	障がい福祉課
210	特別児童扶養手当	精神または身体に障がい有する 20 歳未満の児童の福祉の増進を図るため、父または母、または養育している人に手当を支給する事業	支給人数	439 人 ※平成 20 年度	継続	子ども家庭課
211	障害児福祉手当	精神または身体に障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の在宅障害児に手当を支給する事業	支給人数	258 人	継続	障がい福祉課
212	重度心身障害者医療費助成制度	重度心身障害者(児)の保健の向上を図るため、医療費の一部を助成する制度	支給人数	3,650 人	継続	障がい福祉課

参 考 資 料

- 1 八戸市次世代育成支援行動計画策定経過
- 2 八戸市健康福祉審議会児童福祉部会
 - (1) 八戸市健康福祉審議会規則
 - (2) 委員名簿
- 3 八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会
 - (1) 八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要綱
 - (2) 委員名簿

1 八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画 策定経過

平成 21 年 4 月 3 日	八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要綱制定
平成 21 年 4 月 21 日	第1回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会 ・ 計画の概要について ・ ニーズ調査について
平成 21 年 5 月 12 日	第1回八戸市健康福祉審議会児童福祉部会 ・ 後期計画について ・ ニーズ調査について
平成 21 年 5 月～6 月	八戸市次世代育成支援に関するニーズ調査実施
平成 21 年 7 月 17 日	第2回八戸市健康福祉審議会児童福祉部会 ・ 平成 20 年度の実施状況について ・ 後期計画について
平成 21 年 9 月 29 日	第2回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会 ・ ニーズ調査結果について ・ 具体的施策について ・ 後期計画第1部について
平成 21 年 10 月 29 日	第3回八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会 ・ 具体的施策(案)について ・ 重点推進項目(案)について ・ 第2部、第3部について
平成 21 年 11 月 25 日	第3回八戸市健康福祉審議会児童福祉部会 ・ ニーズ調査結果について ・ 後期計画の素案について ・ 後期計画の評価の仕方について
平成 21 年 12 月 8 日～22 日	八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画(案)に対する 意見募集(パブリックコメント)実施

2 八戸市健康福祉審議会児童福祉部会

(1) 八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第6項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。
2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議するため、部会を置く。
2 部会の名称は、次のとおりとする。
(1) 健康・保健部会
(2) 介護・高齢福祉部会
(3) 児童福祉部会
(4) 障害福祉部会
(5) 社会福祉部会
3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて部会を置くことができる。
4 部会は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により専門委員が置かれた場合にあつては、当該専門委員を含む。以下この条及び第7条において同じ。）をもって組織する。
5 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

- 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- 第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(分科会)

- 第7条 部会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 2 介護・高齢福祉部会に置く分科会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
 - 3 分科会は、当該部会に属する委員のうちから、部会の部会長が指名した者をもって組織する。
 - 4 分科会に分科会長及び副分科会長各1人を置く。
 - 5 分科会長及び副分科会長は、当該分科会に属する委員の互選によって定める。
 - 6 分科会長は、分科会の会務を掌理する。
 - 7 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 分科会の決議はこれをもって部会の決議とすることができる。ただし、分科会長は、この決議事項を次の部会の会議において報告しなければならない。
 - 9 第4条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

- 第8条 審議会、部会又は分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

八戸市健康福祉審議会児童福祉部会委員

(敬称略・五十音順)

	氏 名	職 名 等
会 長	せき かわ さち こ 関 川 幸 子	八戸短期大学幼児保育学科 教授
副会長	なか むら わ き こ 中 村 和 貴 子	八戸市小学校長会 (明治小学校 校長)
委 員	うき き たかし 浮 木 隆	八戸市社会福祉協議会 事務局次長
委 員	かわ ぐち つかさ 川 口 司	八戸市保育連合会 副会長
委 員	こう の ひで きよ 河 野 秀 清	公募
委 員	ささ がき のぼる 笹 垣 昇	八戸市私立幼稚園協会 会長
委 員	ぜに や まこと 銭 谷 誠	三八地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室長
委 員	ふる だて よし み 古 館 義 美	八戸市民生委員児童委員協議会 会長

3 八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会

(1) 八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「八戸市次世代育成支援行動計画」という。）の原案を策定し、検討するため、八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 八戸市次世代育成支援行動計画の原案の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 八戸市次世代育成支援行動計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他八戸市次世代育成支援行動計画の原案の策定に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には健康福祉部福祉事務所長、副委員長には子ども家庭課長をもって充てる。
- 3 委員には別表第1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、委員会の審議の経過及び結果について庁議に報告する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所子ども家庭課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月3日から実施する。
- 2 八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要綱（平成16年4月13日施行）は、廃止する。

別表第 1

部 局	職 名
南郷区	市民生活課長
防災安全推進室	防災安全推進室副室長
産業振興部	商工労政課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
	健康増進課長
	障がい福祉課長
市民生活部	男女参画国際課長
	文化スポーツ振興課長
建設部	港湾河川課長
	道路建設課長
	道路維持課長
	建築住宅課長
都市整備部	公園緑地課長
	建築指導課長
交通部	運輸管理課長
教育委員会	教育総務課長
	学校教育課長
	教育指導課長兼総合教育センター所長
	社会教育課長
	図書館長
	博物館副館長

(2) 委員名簿

八戸市次世代育成支援行動計画庁内検討委員

(◎委員長、○副委員長)

部 局	職 名	氏 名
南郷区	市民生活課長	曾我 安博
防災安全推進室	防災安全推進室副室長	新谷 宗治
産業振興部	商工労政課長	吉田 幸司
健康福祉部	福祉事務所長	◎貝吹 彰穂
健康福祉部	健康福祉政策課長	佐藤 浩志
健康福祉部	健康増進課長	加賀 仁志
健康福祉部	子ども家庭課長	○野田 祐子
健康福祉部	障がい福祉課長	佐京 孝則
市民生活部	男女参画国際課長	村岡 威伴
市民生活部	文化スポーツ振興課長	石塚 勝栄
建設部	建設部副理事兼港湾河川課長	小杉 宜史
建設部	建設部次長兼道路建設課長	赤石 和夫
建設部	道路維持課長	松川 茂則
建設部	建設部次長兼建築住宅課長	今泉 豊久
都市整備部	公園緑地課長	笹本 清一
都市整備部	建築指導課長	加藤 昌克
交通部	交通部次長兼運輸管理課長	小林 佳人
教育委員会	教育総務課長	古川 智
教育委員会	学校教育課長	高野 康一
教育委員会	教育指導課長兼総合教育センター所長	前田 稔
教育委員会	社会教育課長	根岸 文隆
教育委員会	図書館長	河村 忠治
教育委員会	博物館副館長	下館 重敏



■発行 八戸市

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111 FAX 0178-47-1485

ホームページアドレス <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

■編集 八戸市 健康福祉部 子ども家庭課